

官報号外

昭和五十二年三月二十五日

○第八十回 衆議院会議録 第十四号

昭和五十二年三月二十五日(金曜日)

議事日程 第九号

午後一時開議

第一 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 渔港法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 渔港法第十七条第三項の規定に基づき漁港整備計画の変更について承認を求める件

第五 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

議員請假の件

日程第一 国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

第六 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 議員請假の件につきお諮りいたします。

午後一時九分開議

○議長(保利茂君) 議員請假の件につきお諮りいたします。三木武夫君から、海外旅行のため、四月二日から十六日まで十五日間、請假の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、許可するに決しました。

○藤尾正行君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国立学校設置法及び国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案の要旨は、

第一に、岩手大学ほか四大学に入学部を、九州芸術工科大学ほか二大学に大学院を設置し、群馬大学ほか一大学に医療技術短期大学部を併設すること、

第二に、生物科学総合研究機構及び大学入試センターを新設すること、

第三に、昭和四十八年度以後に設置された国立大学等の職員の定員に関する特例を定めること、

第四に、茨城大学養護教諭養成所ほか一養護教諭養成所を廃止すること

であります。

本案は、去る二月二十四日当委員会に付託となり、翌三月十五日政府より提案理由の説明を聴取し、自來、慎重に審査をいたしました。

特に、大学入試センターの設置に関する国立大学共通第一次学力試験などの新しい入試方法について、国立大学協会入試改善調査委員会委員長岡本道雄君を初め、私立大学、高等学校関係者及び教育学者等六名を参考人として招致し、意見を聴取しましたが、その詳細は会議録により御承知を願います。

かくて、三月二十三日本案に対する質疑を終了し、討論を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次いで、渡部恒三君外五名から、本案に対し、附帯決議案が提出され、採決の結果、異議なく可決されました。

次に、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

〔藤尾正行君登壇〕

昭和五十二年三月二十五日

衆議院会議録第十四号 地方税法の一部を改正する法律案外一案

堺原	俊平君	坪川	信三君
戸沢	政方君	中尾	栄一君
登坂重次郎君	中島源太郎君	中曾根弘君	中野四郎君
中尾	中村	中村	中村
堤之内久男君	堀繁三郎君	正暉君	正暉君
前尾繁三郎君	吉藏君	靖君	弘海君
増岡	博之君	灘尾	弘吉君
		二階堂	進君
		丹羽喬四郎君	西村英一君
		野田毅君	根本龍太郎君
		野呂恭一君	野田
		羽田野忠文君	葉梨
		浜田幸一君	橋本龍太郎君
		林崇君	長谷川峻君
		原田義郎君	早川義郎君
		平泉憲君	浜田義郎君
		福島涉君	浜田義郎君
		福田健司君	福永
		藤尾一君	藤波
		船田正行君	古屋
		吉藏君	細田

戸井田三郎君	英雄君
友納 武人君	渡海元三郎君
中川 一郎君	中村 喜四郎君
中島 衡君	中村 中
中西 啓介君	中村 村
中山 利生君	永田 亮一君
中山 利生君	永田 亮一君
中島 衡君	西田 久章君
中村 村	西田 久章君
中村 村	西田 進君
中村 村	西田 進君
中村 村	西田 司君
中村 村	西田 司君
西銘 順治君	野田 卵一君
西銘 順治君	野田 卵一君
西銘 順治君	野中 英二君
西銘 順治君	羽田 孝君
西銘 順治君	羽田 孝君
西銘 順治君	羽生田 進君
西銘 順治君	羽生田 進君
西銘 順治君	橋口 隆君
西銘 順治君	長谷川 四郎君
服部 安司君	濱野 清吾君
服部 安司君	原田 真左右君
服部 安司君	原田 真左右君
福永 一臣君	福永 一臣君
廣瀬 正雄君	藤井 勝志君
福田 大幹君	篤泰君
福田 大幹君	義光君
藤本 孝雄君	喜實君
藤本 孝雄君	秀男君
古井 武君	光雞君
堺 本名	前田治一郎君
堺 本名	增田甲子七君

否

三塚	松澤	雄藏君
水平	松野	幸義君
宮崎	豊彦君	
武藤	三木	武夫君
村上	村上	勇君
毛利	嘉文君	
森	松平君	
森山	美秀君	
森山	元晴君	
山下	元利君	欽司君
山中	貞則君	山崎武三郎君
与謝野	馨君	山口シヅエ君
安島	友義君	渡辺元利君
阿部	昭君君	伊賀定盛君
井上	泉君	渡辺美智雄君
伊賀	清一君	板川正吾君
池端	仁一君	岩垂寿喜男君
上原	康助君	小川大柴
小川	国彦君	岡田哲兒君
加藤	万吉君	川口大助君
川口		川俣健二郎君
河上		民義君

北山	久保	小林	愛郎君 等君
後藤	佐藤	佐野	觀樹君
齊藤	島本	清水	憲治君
沢田	波沢	新村	正男君
清水	島本	田口	利久君
勝離君	勝離君	一男君	虎三君
高田	田畑政	武部	勇君
中尉	一郎君	兼次郎君	富之君
梅野	梅坂	文君	義君
櫻野	櫻橋	堺君	義助君
西宮	西宮	弘君	浩賢君
長谷川	馬場猪太郎君	秀吉君	泰二君
日野	正三君	高敏君	茂君
藤田	市朗君	嘉吉君	義君
細谷	市朗君	七郎君	有作君
松本	市治君	利秋君	鶴男君
美濃	市治君	東吾君	芳治君
武藤	市治君	三郎君	
村山	市治君		
矢山	市治君		
山口	市治君		
山田	市治君		
横山	市治君		
米田	市治君		
渡辺	市治君		

市川	雄一君	浅井	美幸君
大久保直彦君		有島	重武君
大橋敏雄君		草川	昭三君
岡本富夫君		吉寺	次郎君
長田武士君		坂口	宏君
貝沼	斎藤		力君
瀬野栄次郎君		瀬野	宗君
竹入義勝君		玉城	一夫君
武田一夫君		中川	榮一君
野村林嘉美君		野村	光雄君
平石磨作太郎君		中川	孝矩君
伏木和雄君		玉城	良明君
二見伸明君		宮井泰良君	絢也君
正木太郎君		和田一郎君	丘君
宮井泰良君		青山太郎君	
矢野泰良君		受田新吉君	厚君
佐々木良作君		神田高橋	寛成君
玉置高橋		西田吉田	早苗君
中野		宮田吉田	一徳君
西田			之久君

以上の二法律案につきましては、参考人を招いて意見を聴取する等、慎重審査を行いましたが、その詳細は会議録に譲ることといたします。

かくて、三月二十三日質疑を終了し、本二十五日両案を一括して討論を行いましたところ、民主党を代表して山崎武三郎君は両案に賛成する旨を述べられ、日本社会党を代表して佐藤鶴樹君、公明党・国民会議を代表して坂口力君、民社党を代表して高橋高望君、日本共産党・革新共同を代表して荒木宏君は、いずれも所得税法の一部を改正する法律案については賛成、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案については反対する旨をそれぞれ述べられました。

次いで、採決いたしましたところ、所得税法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案は多数をもって、それぞれ原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、両案に対しましては、中小所得者の所得税負担の軽減等十項目にわたる六党共同提案の附帯決議を全会一致をもって付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 両案中、租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案につき、討論の通告があります。順次これを許します。大島弘君。

〔大島弘君登壇〕

○大島弘君 私は、日本社会党を代表いたしましたが、租税特別措置法の成立の由来は、終戦後、司令部が減税に対しきわめて渋い態度をとつたため、外部団体等の圧力によって、理屈のつくるものはなるべくこの特別措置によって減税を

しようということに端を発したと言われておりま

す。当時、竹馬経済と言われ、外貨獲得に懸命で、産業復興、外貨獲得という成果をもたらしたことは事実であります。

しかし、それ以降二十有余年、もはや戦後ではないどころか、もはや高度成長でもない現在、この特別措置といふ怪物はますますその猛威をふるい、依然として大資本、高額所得者に奉仕しているのであります。

この国会ほど財政危機が論じられ、そのため不公正税制の改正が叫ばれている国会はないにかかわらず、政府は、この不公正税制の典型とも言ふべき措置法の改正に本格的に取り組まず、大衆の犠牲において安易な間接税の増大や付加価値税の導入等を考えているのであります。

この租税特別措置は、今回におきましても、利子・配当の課税率引き上げ、交際費の損金不算入の限度引き上げ等の改正が提案されております。

しかしながら、高額所得者に対する有利な利子・配当課税についても、総合を選ぶか、分離を選ぶかは本人の選択に任されて、いまだ総合課税は実現しておりません。また、交際費の課税の強化と申しましても、われわれのように一定金額以上の損金不算入という主張は入れられず、依然として資本等の一定割合の損金不算入制度をとつて、大企業に有利な課税方式になつてゐるのであります。

この特別措置は、毎年整理合理化されると言われますが、果たしてそうでありましょうか。大蔵省の資料によりますと、この特別措置による減収額は、昭和四十六年約四千六百億、本年度は約四千四百億と、ほとんど横ばい状態であります。これが特別措置の整理統合の成果と言えるでしょう。

のみならず、今回の改正後に起きても、なお、この特別措置の恩典に沿しているもの、所得

ており、その大部分が大企業、高額所得者に有利な措置となつており、一般労働者や零細企業者がほとんどその恩典に浴得しないという制度になつております。これでは、特別措置ではなくて、大企業、高額所得者優遇の通常措置となつてゐる

私たちは大蔵大臣に申し上げます。大臣は、全国に約五万の税務職員がおりますが、このような不公平税制のもとで、黙々として働く彼らの気持ちはお見えになられたことがございましょうか。彼らが調査を行つて、納税者から医者はどうだ、銀行や大企業の優遇税制はどうだ、こう質問されると、わざわざは不信の念を禁じ得ません。

同様なことは、銀行の貸し倒れ引当金についてもお見えになられたことがあります。そこで、私は、この租税特別措置法を今後どのような方向に持つていくかということにつきまして、一つの提案があります。

それは、この措置法を全面的に洗い直し、少額貯蓄の利子の非課税や住宅対策の特例等、一般大衆にとって利益のある制度はできる限り本法に組み入れ、その他の大企業、高額所得者に奉仕する制度はこれを全廃するということです。

政府は、この租税特別措置法が隠れたる補助金として、国内外を問わず批判の対象となつてゐることを御存じでございましょうか。

一例を申し上げますと、この措置法に原子力発電工事債却準備金というものがあり、建設費の四分の一ないし五分の一を損金として算入が認められております。いや、国内外を問わず、原子力発電の安全性については多大の疑惑があり、猛烈な住民反対運動のあることについては、あなたも御存じでございましょう。このような設備投資をする電力会社、しかも内部留保の堅実を誇る電力会社に對して、あなたはこの特別措置によつて

出予算に計上し、予算委員会において国会の討論に任せないのであります。これでは、特別措置ではなくて、大企業、高額所得者優遇の通常措置となつてゐる

ばかり、なぜ毎年それを補助金として歳出引当金を対し、租税特別措置法の名のもとに隠れたる補助金を与えるというこの法律について、われわれは不信の念を禁じ得ません。

同様なことは、銀行の貸し倒れ引当金についても言えます。

実際の貸し倒れ額をはるかに上回る現行の貸し倒れ引当金の損金算入制度は、明らかに巨額な融資本に對して政府が隠れたる補助金を与えるということは明白な事実であります。

去る三月十八日、大蔵委員会において参考人質問を行つたところ、ある学者は、このような隠れたる補助金を与えることは国会審議権に對する冒瀆であると言つております。

それから、三月二十三日の大蔵委員会における坊大蔵大臣も、今後この隠れたる補助金をなくし、必要があれば公明正大な補助金として歳出予算に計上していく方向について真剣に検討しようと、こう申されております。

いずれにしても、高額所得者等に對する特別優遇制度、さらに、大企業、独占企業等に對する準備金、引当金、特別償却等の特例を設ける現行の不公正な租税特別措置法を全廃し、必要なものについては歳出予算として補助金として計上し、これを国政の場で論議する、私は、こういうことを申し上げまして、反対の討論といたしました。(拍手)

○貝沼次郎君 「貝沼次郎君登壇」

私は、公明党・国民会議を代表し

〔本号末尾に掲載〕

〔大野明君登壇〕

○大野明君　ただいま議題となりました海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本邦の國家公務員として傷病補償金が請求されることにかんがみ、海上保安官に協力援助の者等の報費給付制度について同様二合付の

本案は、三月十一日本委員会に付託となり、十六日及び二十二日質疑を行い、本二十五日採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべしものと議決した次第であります。

○議長(保利茂君) 採決いたします。
本案は委員長報告のとおり決するに御異議あり
ませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたし
ます。

午後二時十分散会

○朗読を省略した議長の報告

一、去る十八日、本院は原子力委員会委員に新編
欽哉君及び宮島龍興君を任命することに同意し
た旨内閣に通知した。

一、去る十八日、本院は土地鑑定委員会委員に會田忠君を任命することに同意した旨内閣に通知

一、去る十八日、本院は日本銀行政策委員会委員
した。

に橋浦英夫君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

佐々木敬一君、竹田弘太郎君、真藤恒君、藤本一郎君、森本修君、松沢卓二君、角本良平君及

び片岡文重君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十八日、本院は中央更生保護審査会委員に笠松章君を任命することに同意した旨内閣に

一、去る十八日、本院は運輸審議会委員に内藤良平君を任命することと同意して旨内閣に通知した。

(報告書受領) た。

一、去る二十三日、宮坂国立国会図書館長から保利議長あて、昭和五十年度の国立国会図書館の経営及び財政状態についての報告書を受領し

一、去る二十二日、西村内閣總理大臣臨時代理が

、去る二十二日、保利議長は、西村内閣總理大臣臨時代理申し出の、次の者を第八十回国会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員承認)

法務省刑事局長 伊藤 榮樹

(政府委員任命)

、去る二十二日、西村内閣總理大臣臨時代理から保利議長あて、二十二日議長において承認した伊藤榮樹を同日第八十回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

、去る二十二日、商工委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 松本 忠助君 (理事松本忠助君去る十五日委員辞任につきその補欠)

理事 玉置 一徳君 (理事玉置一徳君去る十七日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大藏委員

辭任 辞任 極少

永原 稔君 刀祢館正也君 永原 稔君

津川 武一君 西岡 武夫君 田川 誠一君 西岡 武夫君

農林水産委員 辞任 極少

山原健二郎君 津川 武一君

出資の目的	評価額	出資年月日
千葉県成田市三里塚字御料牧場一の一ほか二筆(二、四八九、八三五・九八平方メートル)	三〇〇一、四八三、〇〇〇円	昭四五・六・一
千葉県成田市古込字古込九の一ほか五四筆(一五九、四九五・二八平方メートル)	一一六、三〇〇、六〇〇円	昭四九・四・一
千葉県成田市三里塚字御料牧場一の二五一部ほか七四四筆(七九六五四・九六平方メートル)	一一三、六八〇、三〇〇円	昭五一・四・一〇

七について

- (1) 法第十条第四項の監事による業務の監査は、公団の業務全般について行われるものである。
- (2) 次の表のとおりである。

氏名	在任期間	前歴
大野健雄	昭四一・七・三〇から昭四九・七・二九まで	近畿管区警察局長
村瀬宜親	昭四一・七・三〇から昭四一・一一・一二まで	科学技術庁顧問
纏綱弥三	昭四二・二・一五から昭四九・七・二九まで	衆議院議員
佐野廣	昭四九・七・三〇から	運輸審議会委員
島中達夫	昭四九・八・二九から	警察大学校長

- (3) 現在までに、運輸大臣に対し法第十一条第五項の規定に基づく監事の意見の提出はなく、また、公団総裁に対しても同様であると聞いている。
- 八について
- 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、公団の役員としての職務に専念することができないと考えられるからである。
- 九について
- 次の方のとおりであると聞いている。

氏名	現在の役職	選任の目的	代理人としての期間
池田迪弘	工事局長	従たる事務所の業務に関し、行為を行わせるため	昭四五・八・一六まで
皆川葉一	右に同じ		昭四九・八・一七から

十、十六及び十七について

御質問の法律の条項に「新東京国際空港」の意義は、それぞれの条項において異なるものではない。

十一について

法第二十条第一項第五号の規定は、新東京国際空港の機能を確保するため必要な施設である。

十二について

御質問の法第二十条の改正は、公団が従来新

東京国際空港の設置及び管理に関する業務の一環として実施してきた同空港の周辺における航空機騒音対策に係る業務が、昭和四十九年三月二十八日以降、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の改正により量・質ともに拡充されることとなつたことから同法の改正にあわせて当該業務が公団の業務の範囲に含まれることを明らかにするためになされたものである。

十三について

法第二十条第一項第五号の規定は、同項第一号から第四号までに掲げる業務にそれぞれ付する業務を行うことが公団の業務の範囲に含まれることを定めているものであつて、同項第一号から第四号までに掲げる業務とは別個の業務として第五号の業務を示すことは困難である。

十四について

法第二十条第一項第一号及び第二号に掲げる業務について運輸大臣が公団に對し基本計画を指示することとしているのは、新東京国際空港が法第二条の規定に基づき同条各号に掲げる要件を備えるものとして設置されるものについて、公団の業務のうち特に基本的なものについては、政府の航空政策に沿つて実施される必要があるからである。

十五について

(1) から(3)まで 新東京国際空港は、法第二条各号に掲げる要件を備える公共用飛行場として、計器気象状態においても同時に離着陸が可能となる十分な間隔を置いたおおむね四千メートル及びおおむね二千五百メートルの長さの平行滑走路並びに横風が強い場合において離着陸が可能となるおおむね三千二百メートルの長さの横風用滑走路を備えることが必要であると判断したからである。

(4) 及び(5) 基本計画における空港敷地については、同計画に掲げる三本の滑走路を設けることを前提に、他の空港諸施設を設置する

ために合理的に必要とされる範囲の土地を含めたものである。

(6) 及び(8) 基本計画においては、用地買収、建設工事等に要する期間を勘案し、おおむね四千メートルの長さの滑走路及びこれに対応する諸施設についてはおおむね昭和四十五年度末までに完成を予定し、全工事の完成は昭和四十八年度末を目途とするよう定めたものである。

(7) 及び(9) 基本計画において、おおむね四千メートルの長さの滑走路に對応する諸施設とは、おおむね四千メートルの長さの滑走路における航空機の安全かつ円滑な離着陸を確保するため直接必要な施設をいう。また、全工事の対象となる施設は、その設置を指示した三本の滑走路及びこれらの滑走路における航空機の安全かつ円滑な離着陸を確保するため必要なすべての飛行場施設及び航空保安施設である。

十八について

(1) 業務方法書は、公団の業務に関する基本的な規則であり、その業務の遂行に當たつては、これを遵守すべきものである。法第二十四条は、業務方法書のこのよくな機能にかんがみ設けられた規定であると考える。

(2) 昭和四十一年七月三十日である。

(3) 公団の業務方法書の認可申請は昭和四十年十月一日になされ、同年十一月一日に認可した。

(4) 公団の業務方法書の変更認可申請は昭和四十九年六月二十一日になされ、同年七月二十五日に認可した。その内容は、公団の規程で廃止すべきものがあつたことに関連し、当該規程を引用する部分を改正したものである。

(5) 公団の業務方法書の認可申請が遅れたことは誠に遺憾であるが、公団の役員に法第四十二条の制裁を加えるまでのことはないと考え

うとともに、大学の入学者の選抜方法の改善に関する調査研究を行う機関として、大学入試センターを置く。

2 大学入試センターは、国立大学以外の大学の要請に応じて、当該大学の入学者の選抜に関する業務の実施に協力することができる。

3 大学入試センターは、東京都に置く。

4 第一項の共通第一次学力試験に関し必要な事項は、文部省令で定める。

附則中第三項以下を二項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 昭和四十八年度以後に設置された国立大学並びに同年度以後に国立大学に置かれた医学部及び歯学部で次に掲げるものに恒常に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員は、当分の間行政機関の職員の定員に関する法律

(昭和四十四年法律第三十三号)第一条第一項の職員に含まないものとし、その定員は、六千四百三十三人とする。

旭川医科大学
山形大学 医学部
筑波大学
長岡技術科学大学
富山医科大学
浜松医科大学
豊橋技術科学大学
滋賀医科大学
島根医科大学
鹿児島大学歯学部
愛媛大学医学部
高知医科大学
住貢医科大学
大分医科大学
宮崎医科大学
鹿児島大学歯学部

4 特別の事情により前項の定員を緊急に増加する必要が生じた場合においては、同項の規定にかかわらず、同項の定員に付加すべき定定

員を、一年以内の期間を限り、政令で定めることができる。

(国立養護教諭養成所設置法の一部改正)

第二条 国立養護教諭養成所設置法(昭和四十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中茨城大学養護教諭養成所の項及び愛知教育大学養護教諭養成所の項を削る。

附 則

(施行期日)
1 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定中国立学校設置法第二条第一項の表鹿児島大学の項及び第三条の三第二項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(富山大学の文理学部等の存続に関する経過措置)
2 富山大学の文理学部、広島大学の政経学部及び高知大学の文理学部並びに茨城大学養護教諭養成所及び愛知教育大学養護教諭養成所は、この法律による改正後の国立学校設置法第三条第一項及び国立養護教諭養成所設置法第一条第二項の規定にかかるわらず、昭和五十二年三月三十一日当該学部又は養護教諭養成所に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

(昭和四十八年度以後に設置された国立大学等の職員に関する経過措置)
3 昭和五十二年九月三十日までの間は、この法律による改正後の国立学校設置法附則第三項中「宮崎医科大学」であるのは「宮崎医科大学」と、「六千四百三十三人」とあるのは「六千四百二十八人」とする。

(教育公務員特例法の一部改正)
4 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。
第二十二条中「第三章の三に規定する機関の

長及び」を「第三章の三及び第三章の四に規定する機関の長(同法第九条の四第二項に規定する研究所の長を含む。)並びに」「もつばら」を「専ら」に改める。

(行政機関の職員の定員に関する法律の一部改正)

5 行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項以下を一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

(昭和四十八年度以後に設置された国立大学等の職員に関する暫定措置)
1 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五百五十号)附則第三項の職員は、当分の間、第一条第一項の職員に含まないものとする。

(昭和四十九年度以後に設置された国立大学等の職員に関する特例を定めること)
2 国立養護教諭養成所設置法の一部改正
3 十号)附則第三項の職員は、当分の間、第一

条第一項の職員に含まないものとする。

(昭和五十二年四月一日から施行すること)
4 国立養護教諭養成所設置法の一部改正
5 十号)附則第三項の職員は、当分の間、第一

条第一項の職員に含まないものとする。

(昭和五十二年四月一日から施行すること)
6 国立養護教諭養成所設置法の一部改正
7 十号)附則第三項の職員は、当分の間、第一

条第一項の職員に含まないものとする。

(昭和五十二年四月一日から施行すること)
8 国立養護教諭養成所設置法の一部改正
9 十号)附則第三項の職員は、当分の間、第一

条第一項の職員に含まないものとする。

(昭和五十二年四月一日から施行すること)
10 国立養護教諭養成所設置法の一部改正
11 十号)附則第三項の職員は、当分の間、第一

条第一項の職員に含まないものとする。

(昭和五十二年四月一日から施行すること)
12 国立養護教諭養成所設置法の一部改正
13 十号)附則第三項の職員は、当分の間、第一

条第一項の職員に含まないものとする。

(昭和五十二年四月一日から施行すること)
14 国立養護教諭養成所設置法の一部改正
15 十号)附則第三項の職員は、当分の間、第一

条第一項の職員に含まないものとする。

(昭和五十二年四月一日から施行すること)
16 国立養護教諭養成所設置法の一部改正
17 十号)附則第三項の職員は、当分の間、第一

条第一項の職員に含まないものとする。

(昭和五十二年四月一日から施行すること)
18 国立養護教諭養成所設置法の一部改正
19 十号)附則第三項の職員は、当分の間、第一

条第一項の職員に含まないものとする。

置し、新潟大学の人文科学部の名称を変更すること。

(乙) 九州芸術工科大学、大分大学及び琉球大学に大学院を置くこと。

(丙) 群馬大学及び名古屋大学にそれぞれ医療総合研究機構を設置すること。

(丁) 大学入試センターを設置すること。

(イ) 昭和四十九年度以後に設置された国立大学等の職員の定員に関する特例を定めること。

(ウ) 昭和五十二年四月一日から施行すること。

(エ) 国立養護教諭養成所設置法の一部改正

(オ) 茨城大学養護教諭養成所及び愛知教育大学養護教諭養成所を廃止すること。

(カ) 大学入試センターを設置すること。

(キ) 岩手大学ほか四大学に八学部を、九州芸術工科大学ほか二大学に大学院を設置し、群馬大学ほか一大学に医療技術短期大学部を併設し、生物科学総合研究機構及び大学入試センターを新設し、昭和四十八年度以後に設置された国立大学等の職員の定員に関する特例を定めるとともに、茨城大学等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(ク) この法律は、昭和五十二年四月一日から施行すること。ただし、歯学部の設置並びに医療技術短期大学部等に関する経過措置は同年十月一日から施行すること。

(ケ) 富山大学の文理学部等に関する経過措置等を定めること。

(コ) 教育公務員特例法及び行政機関の職員の定員に関する法律の関係規定を整備すること。

(サ) この法律は、昭和五十二年四月一日から施行すること。ただし、歯学部の設置並びに医療技術短期大学部等に関する経過措置は同年十月一日から施行すること。

(タ) 富山大学の文理学部等に関する経過措置等を定めること。

(ハ) 教育公務員特例法及び行政機関の職員の定員に関する法律の関係規定を整備すること。

(ナ) 本件は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

(シ) なお本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

(オ) 本案施行に要する経費

昭和五十二年度文部省所管国立学校特別会計

が計上されており、このうち本案施行に要する経費として、約九億千八百四十六万円を見込んでいる。

昭和五十二年三月二十三日

衆議院議長 農林水產委員長
　　保利 茂殿 金子 岩三

別紙
漁港法の一部を改正する法律案に対する附

帶決議

が国水産業は、諸外国における二百海里漁業の設定期等に伴い、重大な転機に直面して

卷之三

かかる情勢を十分に踏み、生産、流動、加工、消費等にわたり各般の水産施設を強力

開することはもとより、特に水産業の基盤で
魚苗二つ、二は、二の日昌太郎吉田正一四

ある流落については、その円滑なる整備拡充を図るため、左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

る記

計画の規模等にかんがみ、新計画の完全実施が達成されるよう次年度以降における必要な予算

の確保等に万全を期すること。
二 地方財政が逼迫している現状にかんがみ、濫

港整備事業に要する費用についての地元負担をさらに軽減するため、国の負担および補助の割

三 合の是正等の措置を引き続き検討すること。 流通の改善、水産加工の高度化を積極的に進

めのため、従来から実施されている沿岸漁業構造改善事業および水産物産地流通加工センター

形成事業と一体かつ計画的に漁港の整備を行うこと。

四 漁業集落の環境整備が著しく立ち遅れている実態にかんがみ、漁港の整備と併せて、新たに

構想のもとに生活環境施設を総合的に整備することともに漁港関連道の整備をさらに充実するこ
と。右決議する。

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの

右
国会に提出する。

昭和五十二年二月十九日

第一種漁港

都道府県名	北海道	漁港名	整備を必要とする主な施設
雄忠志内別	遠前別濃泊厚千美蛇鶴上赤宮静白浦沙恵木川木本落静	外郭施設 係留施設 水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設
(後志瀬)	石奥の谷(瀬)棚走羅國泊尻津浦神浦元首直山舟別部狩	外郭施設 係留施設 水域施設 外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設	
外郭施設 係留施設	水域施設	水域施設	漁港施設用地
水域施設			

昭和五十二年三月二十五日

衆議院会議録第十四号

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件及び同報告書

四一六

土井ノ崎	久喜	八浦	湯瀬	久根	阿須	唐崎	高浜	千尋	志多	泉	高島	唐島	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	島亀	浦
外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設									
外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設									
外郭施設	係留施設	水域施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設									
外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設									

都道府県名 北海道	第二種漁港																			
	計	沖繩	鹿児島	熊本	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分	大分							
漁港名	百	佐良浜	荷川取	小湊(三方)	赤瀬	丸子	大根	大根	大根	大根	大根	大根	大根	大根	大根	大根	大根	大根	大根	大根
外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設								
外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設								
外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設								
外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設								
外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設								
外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設								
外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設								

昭和五十二年三月二十五日 衆議院会議録第十四号 漁港法第十七条第三項の規定に基づき 漁港整備計画の変更について承認を求めるの件及び同報告書	秋田森	宮城		岩手		青森		斜里		白糠		外郭施設 係留施設 水域施設 輸送施設 漁港施設用地									
		浦の浜	荒岡の浦	桃の浜	泊の上	長崎部	久喜部	太田部	大船越部	小沢老部	田野喜部	下喜部	北風部	金ケ瀬部	平沼部	小鷲部	北尾岱里	平津里	小鷲里	北尾岱里	
		外郭施設	係留施設	水域施設	-	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設	水域施設	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地

福井	石川		富山		新潟		神奈川		東京		千葉		茨城		山形		金浦		外郭施設 係留施設 水域施設		
	菜崎	高波倉	経田部	黒津	水千津	高立	市立	佐島	奈良坪	京田	勝山	和田	勝浦	東川	外良沢	由瀬	平潟	堅瀬	山良瀬	山良瀬	外郭施設 係留施設 水域施設
		外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地	外郭施設 係留施設 水域施設									

昭和五十二年三月二十五日

漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求める件及び同報告書

四一八

兵庫	京都	三重	愛知	靜岡	
浅諸林浜	浅伊神	古遊奈宿	日一幡間	内静吉舞	日向
板林浜	茂屋田	菅遊奈宿	西師間	浦浦	外郭施設 係留施設 漁港施設用地
垂	川根島	曾乘島	豆色島	田阪	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地
野屋寄坂	崎水	江浦島	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地	浦浦	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地
外郭施設	外郭施設	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地			
係留施設	係留施設	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地			
水域施設	水域施設	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地			
輸送施設	輸送施設	外郭施設 係留施設 水域施設 漁港施設用地			

山口	広島	岡山	鳥取	和歌山	沼島
安下庄	豊走島	倉真鍋津島	美下仁崎	柿下御崎	大須伊
	倉井島	橋明津島	美津島	柿井島	大津島
外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設
係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設	係留施設
水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設	水域施設

昭和五十一年三月十五日衆議院会議録第十四号 渔港法第十七条第三項の規定に基づき漁港整備計画の変更について承認を求める件及び同報告書

四〇

昭和五十二年三月二十五日 衆議院会議録第十四号 漁港法第十七条第三項の規定に基づき、漁港整備計画の変更について承認を求めるの件及び同報告書

石川	富山	新潟	神奈川	千葉	茨城	福島	秋田	宮城	岩手	大分	大分	大分	大分	大分	大分	福井	福井	福井	福井	
島	能生	兩津	田原	大湊	那珂	松川	川浦	大崎	大崎	大河内	大河内	大河内	大河内	大河内	大河内	用宗	用宗	用宗	用宗	
川	新見	新潟	新潟	小田原	千葉	千葉	千葉	千葉	千葉	外郭施設										
					鴨川	天王川	大利根川	利根川	利根川	保留施設										
					大利根川	利根川	利根川	利根川	利根川	水域施設										
					利根川	利根川	利根川	利根川	利根川	輸送施設										
					利根川	利根川	利根川	利根川	利根川	漁港施設用地										

徳島	山口	広島	島根	鳥取	和歌山	京都	兵庫	三重	愛知	静岡	福井									
島	仙岐	萩津	草津	西郷	網代	勝浦	串本	和歌浦	香住	舞鶴	豊浜	田子	用宗							
牟岐				恵庭	根室	和歌	和歌	和歌	和歌	外郭施設										
				根室	根室	和歌	和歌	和歌	和歌	保留施設										
				和歌	和歌	和歌	和歌	和歌	外郭施設											
				和歌	和歌	和歌	和歌	和歌	水域施設											
				和歌	和歌	和歌	和歌	和歌	輸送施設											
				和歌	和歌	和歌	和歌	和歌	漁港施設用地											

昭和五十二年三月二十五日

衆議院會議錄第十四号

漁港整備計画の変更について承認を求めるの件及び同報告書

四二一

石川	新潟	東京	千葉	山形	秋田	宮城	岩手	青森	大麻津	舞野	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設	
富狼	粟島	三神島	阿古貝	乙島	飛島	北浦	鮎川	白井	小泊	宇登呂	能取	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設
來煙	島浦	湊古	濱貝	島	島浦	川越	島	糖	泊	根元	白呂	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設
外郭施設	外郭施設	係留施設	水域施設	輸送施設											
係留施設	係留施設	水域施設	輸送施設	漁港施設用地											
水域施設	水域施設	輸送施設	水域施設	水域施設	輸送施設	水域施設	水域施設	水域施設	輸送施設	輸送施設	漁港施設用地	漁港施設	輸送施設	輸送施設	輸送施設

大分	長崎	福岡	愛媛	山口	島根	和歌山	京都	三重	愛知	静岡	福井				
佐賀	荒豆水伊川	小呂島	本佐田岬浦	見川島	中村尾郷	十島	阿尾浜	和具(和具)	赤羽根	福妻田	越前	袖倉島			
閔	酸崎奈	島	岬	尻	村	六島	尾	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設	外郭施設			
	外郭施設 外郭施設 外郭施設 外郭施設	保留施設 保留施設 保留施設 保留施設	保留施設 保留施設 保留施設 保留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地 漁港施設用地	外郭施設 外郭施設 外郭施設 外郭施設	保留施設 保留施設 保留施設 保留施設	水域施設 水域施設 水域施設 水域施設	輸送施設 輸送施設 輸送施設 輸送施設	漁港施設用地

る。改める。

第二百四十二条第一項中「五千円」を「五万円」に

「五千円」を「五万円」に改める。

第二百四十五条第一項中「左の」を「次の」に、

「五百円」を「十万円」に改める。

第二百四十六条第一項中「免かれた」を「免れた」

に、「一万円」を「十万円」に改める。

第二百九十二条第一項第六号中「一時金」の下に

「及び租税特別措置法第二十九条の四において退

職手当等とみなされる金額」を加え、同項第七号ロ

中「一時金」の下に「又は租税特別措置法第二十九

条の四において退職手当等とみなされる金額」を

加え、「又は同法」「又は所得税法」に改める。

第二百九十五条第一項第三号中「七十万円」を

「八十万円」に改める。

第三百十二条第一項の表中「二万四千円」を「八

万円」に、「一万一千円」を「二万四千円」に、「七千

二百円」を「八千円」に改め、同項第二項中「四万

円」を「十三万四千円」に、「二万円」を「四万円」

に、「一万一千円」を「一万三千円」に改める。

第三百二十四条の二第一項第六号中「十六万円」を

「十八万円」に、「十九万円」を「二十万円」に改め、

同項第七号から第九号までの規定中「十六万円」を

「十八万円」に改め、同項第十号中「十九万円」を

「二十万円」に改め、同項第十一号中「十七万円」を

「十九万円」に、「十九万円」を「二十万円」に改め、

同項第二項及び第三項中「十九万円」を「二十万円」

に改める。

第三百四十八条第二項第六号の二中「防爆壁並

びに」を「防爆壁」に、「危害防止のため設置する」を

省令で定めるもの」の下に「並びに石油コンビナ

ト等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第二

条第九号に規定する特定事業者が公共の危害防止

のため設置する流出油等防止堤で自治省令で定め

るもの」を加える。

第三百四十九条の三第一項中「家屋(専ら変電又

は送電の用に供する機械器具)を収容するものに限

る。」及び償却資産で、「」を「償却資産で」に、「前二

条」を「前条」に、「当該固定資産に係る固定

資産税の課税標準となるべき価格」を「当該償却資

産の価格」に改め、「家屋にあつては家屋課税台帳

等に登録された基準年度に係る賦課期日ににおける

価格又は第三百四十九条第二項ただし書 第三項

ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六

項の規定により当該価格に比準するものとされる

価格をいい、償却資産にあつては「」を削り、「同様

とする」を「同じ」に改め、同項第二項中「(償却資

産課税台帳に登録された賦課期日における価格を

いう。以下本条において同様とする」を削り、

同項第十項中「二分の二」を「五分の三(専ら離島路

線として自治省令で定める路線に就航する航空機

(以下本項において「離島航空機」という。)にあつ

ては、当該離島航空機の価格の三分の一」に、

「四分の三」を「五分の三(離島航空機にあつては、

当該離島航空機の価格の三分の二」に改め、同條

第十一項中「価格」の下に「(土地又は家屋にあつて

は、土地課税台帳等若しくは家屋課税台帳等に登

録された基準年度に係る賦課期日における価格又

は第三百四十九条第二項たゞし書、第三項たゞし

書、第四項、第五項たゞし書若しくは第六項の規

定により当該価格に比準するものとされる価格を

いい、償却資産にあつては、償却資産課税台帳に

登録された賦課期日における価格をい。以下本

条において同じ。」を加え、同條第二十六項中

「(当該固定資産に對して新たに固定資産税が課さ

れることとなつた年度から五年度分の固定資産税

税標準となるべき価格の四分の一」を削る。

第四百四十五条の二第四項を同條第六項とし、

同條第三項を同條第五項とし、同條第二項の次に

する軽自動車税の納稅義務者には、当該年度は、異動前の軽自動車税の税率により、軽自動車税を課する。

第一項の賦課期日後にその主たる定置場が所

在する一の市町村内で軽自動車等の所有者の変

更があつた場合においては、当該年度の末日に当該所有者の変更があつたものとみなして(当該所有者の変更があつた日以後当該年度の末日までの間に当該軽自動車等の主たる定置場が当該一の市町村から他の市町村に変更されたときには、当該主たる定置場が変更された日に当該所有者の変更があつたものとみなして)、同項及び第二項の規定を適用する。ただし、これらの所有者のいずれかが本項以外の法令の規定に基づき当該軽自動車等に対し軽自動車税を課されない場合は、この限りでない。

第四百四十七条第一項中「第四百四十五条の二第三項」を「第四百四十五条の二第五項」に改め

第四百四十七条第一項中「第四百四十五条の二第三項」を「第四百四十五条の二第五項」に改める。

第四百四十八条第一項中「第四百四十五条の二第三項」を「第四百四十五条の二第五項」に、「一万円」を「五万円」に改める。

第四百四十九条中「第四百四十五条の二第三項」を「第四百四十五条の二第五項」に改める。

第四百五十二条第一項中「免かれた」を「免れた」

に、「一万円」を「十万円」に改め、同條第二項中

「免かれた」を「免れた」に、「一万円をこえる」を

「十万円を超える」に、「因り」を「より」に改める。

第四百五十二条第一項中「免かれた」を「免れた」

に、「一万円」を「十万円」に改め、同條第二項中

「免かれた」を「免れた」に、「一万円をこえる」を

「十万円を超える」に、「因り」を「より」に改める。

第四百八十九条第一項第一号中「及び亜炭」を削り、同條第二号中「可燃鉄」の下に「ねずみ

鉄(電気炉による製造されるものに限る。」を加え、同條第五号中「鉛銅及び」を削り、同條第九号

の二中「チタン地金(スボンジチタンを含む。」

二十二の四 日本住宅公団が日本住宅公団法第

三十一條第一項第二項第二十二号の三に次に

の三号を加える。

第五百八十六条第二項第二十二号の三に次に

換後の事業の用に供する土地

第五百八十六条第二項第二十二号の三に次に

業務の用に供する土地

二十二の五 宅地開発公団が宅地開発公団法第

十九條第一項第二号に規定する業務の用に供

する土地

「ブタジエン」を削り、同項第二十二号の五を削る。

第四百九十条の二第一項中「一千円」を「二千四百円」に改める。同條第二項中「四千円」を「四千八百円」に改める。

第五百八十六条第二項第二号へ中「ごみ処理施設」を「一般廃棄物処理施設」に改め、同号に次の

「振動規制法(昭和五十年法律第六十四号)第二条第一項に規定する特定施設(鉱山

保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。)において発生す

る振動を防止するための施設で自治省令で定めるもの

第五百八十六条第二項第五号の三を同項第五号の四とし、同項第五号の二の次に次の一号を加える。

第五百八十六条第二項第五号の三を同項第五号の四とし、同項第五号の二の次に次の一号を加える。

第五の三 簡易保険郵便年金福祉事業団が簡易保険郵便年金福祉事業団が簡易保

定する施設で政令で定めるもの用に供する土地

の四とし、同項第五号の二の次に次の一号を加える。

第五百八十六条第二項第五号の三を同項第五号の二の次に次の一号を加える。

第五百八十六条第二項第五号の三を同項第五号の二の次に次の一号を加える。

第五百八十六条第二項第五号の三を同項第五号の二の次に次の一号を加える。

する中小企業者が同法第三条第一項の規定によ

る認定を受けた同項の計画に係る事業の転

換後の事業の用に供する土地

第五百八十六条第二項第二十二号の三に次に

の三号を加える。

二十二の四 日本住宅公団が日本住宅公団法第

三十一條第一項第二項第二十二号に規定する

業務の用に供する土地

二十二の五 宅地開発公団が宅地開発公団法第

十九條第一項第二号に規定する業務の用に供

する土地

二十二の六 地方住宅供給公社が地方住宅供給

第七百一条の三十三第三項中〔認渡のうち政令で定めるものについては、政令で定める日〕を削り、同条第四項中〔第七十三条第一項第三号〕の下に「又は第一百八十八条の七第一項第三号」を加える。

第七百条の六第二号中「政令で定めるもの」の下に「(日本國有鐵道にあつては、政令で定める機械を含む。)」を加える。
第七百条の五十一第一号中「三千円」を「六千円」に改め、同条第二号中「一千円」を「二千円」に改め
保護管理施設、觀光施設」に改める。
第七百一条の二中「百円」を「百五十円」に改め
る。

第六百一一条第四項中「納稅義務の免除に係る期間」の下に「(同項の規定により納稅義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。)」を加える。

において同じ) 丙に記載の地主が税金を免除する場合においては、土地の所有者等からの申請に基づき市町村長が定める相当の期間を限つて、納稅義務の免除に係る期間を延長することができる。

市町村長は、災害その他やむを得ない理由により納税義務の免除に係る期間（本項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。以下本項

第六百一条第一項中「、第十八号から第二十号まで」を削り、同条第二項を次のよう改める。

公社法第二十一条第三項第四号に規定する業務の用に供する土地

第七百一条の五十一第一項中「第七百一条の四十一第七項」を「第七百一条の四十一第八項」に、「第六項」を「第七項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

の適用を受けるものを除く。」から当該面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。

業所税の課税標準となるべき新増設事業所床面積の算定については、当該新築又は増築に係る新増設事業所床面積(第七百一条の三十四(新増設に係る事業所税に關する部分に限る。)の規定

度利用地区で政令で定めるものの区域内における当該高度利用地区に関する都市計画において定める同条第二項第二号ホに規定する事項に適合している建築物で事業所等の用に供するもの

第七百一一条の四十一第一項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項の次に次の二項を加える。

事業団法第十八条第一号に規定する施設で、
その譲渡による取得につき第七百一条の三十
二第三項の規定の適用を受けるものの同項の
規定により新築とみなされる取得

三 都市再開発法第二条の二第一項の規定による市街地再開発事業によつてされる同法第二条第六号に規定する施設建築物で事業所等の用に供するものの新築

下に「若しくは第百八十九条の七第一項第一号若しくは第四号」を加え、「都市再開発法第二条第二号」を「都市再開発法第二条第二号」に改め、同項に次の二号を加える。

第七百三十四条第三項中「あわせて」を「合わせて」に改め、同項の表第三百十二条第一項の項中「二万四千円」を「八万円」に、「三万円」を「十万円」に、「一万一千円」を「二万四千円」に、「一万八千円」を「四万四千円」に、「一万五千円」を「三万円」に、「七千二百円」を「八千円」に、「九千円」を「一万円」に改め、同表第三百十二条第二項の項中「四万円」を「十三万四千円」に、「四万六千円」を「十五万四千円」に、「一千万円」を「四万円」に、「二万六千円」を「六万円」に、「二万三千円」を「四万六千円」に、「一万二千円」を「一萬三千円」に、「一万

第七百三條の四第四項中「十五万円」を「十七万円」に改め、同条第十項後段を次のよう改める。
この場合における第四項の規定の適用については、同項中「世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者」とあるのは、「その世帯に属する国民健康保険の被保険者(世帯主を除く。)とする。

第七百一一条の五十第五項から第十項までの規定は、前項の場合における徴収の猶予及びその取消し並びに当該新增設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

2
指定都市等の長は、事業所用家屋の所有者が前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該事業所用家屋の譲渡による取得の日から二年以内の期間を限つて、当該事業所用家屋に係る新增設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金の徵収を猶予するものとする。

用家屋の譲渡による取得で、第七十三条の二十一の三第一項の規定の適用がある取得に該当するものに対しては、新增設に係る事業所税に係る地方団体の徴収金に係る納稅義務を免除するものとする。

附則第十一 条第一項中「昭和五十二年三月三十
一日までに行なわれた」を「昭和五十五年三月三十
一日までに行なわれた」に改め、同条第三項中「第七
十三条の十四第一項」を「次項」に改め、同条第
十項を同条第一項とし、同条第九項を同条第十
項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七
項中「都道府県」の下に「又は市町村」を加え、「昭
和五十二年三月三十日」を「昭和五十四年三月三
十一日」に改め、同項を同条第八項とし、同条第
六項を同条第七項とし、同条第五項を削り、同条
第四項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を

附則第九条の二中「行なう」を「行う」に、「五年」を「十年」に、「三年」を「五年」に改め、「百分の一・〇」との下に「当該五年以内に終了する各事業年度のうち最後の事業年度終了」の日後二年以内に終了する各事業年度分の事業税にあつては「百分の一・三」とを加える。
附則第十条第二項中「当分の間」を「当該取得が昭和五十八年三月三十一日までに行われたときに限り」に改める。

四号中「租税特別措置法第四十二条の三」とあるのは、「租税特別措置法第四十二条の三(租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第二号)附則第十条の規定によりその例による

する法律の一部を改正する法律(昭和五十一年
三月三十日施行)の施行の日から昭和五十三年
三月三十日までの間に開始する各事業年度
解散(合併による解散を除く。)の日を含む事業
年度及び清算中の各事業年度を除く。)の法人の
道府県民税及び市町村民税については、第二十
三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第

附則第八条の見出し中「の繰越控除の特例」を
に係る特例に改め、同条を同条第二項とし、同
条に第一項として次の一項を加える。

昭和十五年三月二十五日衆議院会議録第十四号 地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

6 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百一十六号)第

第十二条又は第二十三条第一項の規定により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定につ

までに行われたときの限り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を価格

から控除するものとする。

定による土地の取得である場合 当該土地に
係る同法第十一條第三項の規定による公告が
あつた入会林野整備計画において定められた

同法第二条第二項の入会林野整備の対象となつた土地の固定資産課税台帳に登録された価

格立該入会林野整備の対象となつた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、

道府県知事が第三百八十九条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に当該土地を取得した者の当該入会林野整備の対象と

なつた土地に係る同法第十二条の規定により
消滅した入会権に基づく入会林野の使用又は
収益の状況に応じて割合として政令で定め

取引の特徴に対する割合を算出し、一定の割合を乗じて得た額

係の近代化の助長に関する法律第二十二条第一項の規定による土地の取得である場合、当該土地に係る同法第二十二条第四項の規定によ

る公告があつた旧慣使用林野整備計画において定められた同法第二条第四項の旧慣使用林野整備の対象となつた土地の固定資産課税専管

帳に登録された価格（当該旧慣使用林野整備の対象となつた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百

条第十三項中「騒音」の下に「若しくは振動」を加

15

人で政令で定めるものか昭和五十一年一月二日から昭和五十四年一月一日までの間に取得し、かつ、直接同法第二十四条の規定による認定職

課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は

第七百二十二条第一項の規定にかかるわらず、当該家屋及び償却資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資

産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき面積の二分の一を領とする。

16 附則第十五条に次の二項を加える。
野菜供給安定基金が昭和十五年一月一日ま
で、二十二年三月三十日まで（昭和二十一年、二
十二年三月三十日まで）

てに取得した野菜生産出荷安定法（昭和四十年法律第二百三号）第十五条第一項第三号に規定する保管施設で政令で定めるもの（当該保管施設

設に附属する機械設備で政令で定めるものを含む。以下本項において「保管施設」という。)に対し
て課する固定資産税又は都市計画税の課税標準

準は、第三百四十九条、三百四十九条の二又は第七百一条第一項の規定にかかるらず、当該保管施設に対する新たに固定資産税が課される

資産税又は都市計画税の課税標準となるべき相格の二分の一の額とする。

月一日までの間に石油コンビナート等災害防止法第二条第一号に規定する石油コンビナート等特別防災区或いは下本郡において「特別防災又

域」といふ。)となつた地域に所在する同条第六号に規定する特定事業所で政令で定めるものに係る消火用屋外給水施設及び油回収船で該該地域が特別防災区域となつた日から同日以後政令

四二八

屋の床面積に対する割合が政令で定める割合以上あるものの(以下本項において「併用住宅」という。)をいう。以下次項まで及び第五項において同じ。」を削り、「又は第五項」を、「第五項又は第六項」に、「地上階数四以下のものにあつては五年度分、地上階数五以上のものにあつては七年度分」を「五年度分」に、「本項の」を、「本項の」に、「併用住宅に限る。」にあつてはその人の居住の用に供する部分」を「(人の居住の用に供する部分以外の部分)を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。」にあつては、本項の規定の適用を受ける部分」に改め、同条第三項中「もっぱら住居として貸家の用に供される住宅をいう。以下本條」を「専ら住居として貸家として貸家の用に供される家屋をいう。以下次項まで」に、「でその一部がもっぱら住居として貸家の用に供されているものにあつては、当該貸家の用に供されている部分」を「専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住の他の政令で定める貸家住宅に限る。」にあつては、本項の規定の適用を受ける部分」に、「当該固定資産税額」を「当該貸家住宅に係る固定資産税額」に改め、同条第四項中「当該固定資産税額」を「当該旧農地に係る固定資産税額」に改め、同条第五項中「までの間を「まで」に改め、「以下」の下に「本項において」を加え、「七年度分」を「五年度分」に改め、同条に次の一項を加える。

合を除き、当該住宅に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る住宅にあつては、当該住宅のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分に係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあつては、当該住宅のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の三分の二に相当する額を当該住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

附則第三十条の二第一項中「昭和五十一年度分及び」を削り、「適合する軽自動車で」を「適合する軽自動車又は同条の規定により昭和五十三年四月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適合する軽自動車で」に改め、同条第二項中「昭和五十一年度分及び」を削る。

附則第三十二条第一項中「昭和五十二年三月三十日までに行なわれた」を「昭和五十四年三月三十日までに行なわれた」に改め、同条第三項中「昭和五十一年四月一日以降」を「昭和五十三年四月一日以降」に改め、同項各号を次のように改める。

一 昭和五十二年四月一日から昭和五十三年三月三十日まで 百分の〇・二五（電気自動車にあつては、百分の二）

二 昭和五十三年四月一日から同年八月三十一日（電気自動車にあつては、昭和五十四年三月三十一日）まで 百分の〇・一二五（電気自動車にあつては、百分の二）

附則第三十二条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第四項とする。

附則第三十二条の三中「事業所等」の下に「（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等

をいう。次条第一項において同じ。」を加え、「増築で」を「増築(同項第六号に規定する増築をいう。以下次項までにおいて同じ。)」に改め、「新増設に係る事業所税」の下に「(第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下本条において同じ。)」を加え、同条に後段として次のようになれる。

この場合においては、第七百一条の三十四第十一項の規定を準用する。

画に基づく事業の転換が昭和五十七年三月三十日までに開始されたものに限る。)の用に供する施設に係るもの的新築又は増築で当該施設に係る事業を行う者が建築主であるものに係る新設事業所床面積に対しても、当該新築又は増築が当該事業の転換が開始された日から同日後政令で定める期間を経過する日(次条第一項において「事業転換完了日」という。)までの間に行われたときに限り、新增設に係る事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第十項の規定を準用する。

3 前二項の規定の適用がある場合における第四章第五節の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

項	第七百一条の三十二第一	関する部分の規定
項	第七百一条の五十一第一	第七百一条の四十一第一 項から第四項まで及び第一 七百一条の四十三第三項
項	又は第七百一条の四十一第一 項、第二項若しくは第七項	(新增設に係る事業所税に関する 部分に限る。)
項	若しくは第七百一条の四十一第一 項、第二項若しくは第七項又 しくは第三十二条の三第一項若	(新增設に係る事業所税に関する 部分に限る。)又は附則第三十 二条の三

4 前三項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用がある場合における新增設に係る事業所税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第三十二条の三の次に次の一条を加える。

(事業所税の課税標準の特例)

第三十二条の三の二 前条第一項に規定する施設に係る事業所等において行う事業に対して課する事業に係る事業所税(第七百一十条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下本条において同じ。)のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当

該事業が法人の事業である場合には当該事業に係る事業転換完了日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該事業に係る事業転換完了日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四(事業に係る事業所税に関する部分に限る。)の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第八項の規定を適用する。

前項に定めるものほか、同項の規定の適用がある場合における事業に係る事業所税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定め る。

「一八条の六第一項」を「第二十八条の四第一項」に、「同条第三項第二号中「第二十八条の六第四項第一号」を「第二十八条の四第四項第一号」に改め

附則第三十五条第二項中「第二十八条の六 第二項第一号」を「第二十八条の四第一項第一号」に改める。

附則第三十七條を削る。

(施行期日)
附見

施行する。ただし、第七十八條、第四百八十九

条第一項、第四百九十条の二第一項及び第二項並びに第七百条の六第三号の改正規定は同年六月一日から、第一百四十四条の四、第一百四十四条の五第一項及び第一百二十九条第三項の改正規定は同年十月一日から、第七百一条及び第七百一条の二の改正規定は昭和五十三年一月一日から施行する。

(道府県民税に関する規定の適用)

の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和五十二年度分の個人の道府県民税から適用され、昭和五十一年度分までの個人の道府県民税

については、なお従前の例による。

年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は新法第五十三条规定の期間

に係る法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

昭和五十一年三月二十五日 衆議院会議録第十四号

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

鉱区税に関する規定の適用

第七条 新法第百八十一条第一項及び新法附則第十三条の規定は、昭和五十二年度分の鉱区税から適用し、昭和五十一年度分までの鉱区税につき

2
新法第三百四十九条の三第十項の規定は、昭和五十二年度以後の年度において固定資産税が課されることとなつた同項に規定する航空機について、昭和五十二年度分の固定資産税から適用する。

3 改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第三百四一七条の三第一項の規定

百四十九条の三第三項の規定は、昭和五十一年度以前の年度において固定資産税が課されるごととなつた同項に規定する航空機に対して課す

る。固定資産税については、それがその效力を有す

新法第三百四十九条の第三二十六項の規定は、昭和五十一年一月二日以後に建設された同項に規定する家屋及び賃却資産について、昭和

五
五十二年度分の固定資産税から適用する。
旧法第三百四十九条の三第二十六項の規定

は昭和五十一年一月一日までに建設された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する

固定資産税については、がその效力を有する。

新潟附則第一款第一項及び第三項を一
五項及び第六項の規定は、昭和五十一年一月二
日以後二年以内に於けるものに適用する。

（此後の新規分譲地の規定期定は規定一回住宅、賃家住宅又は家屋について昭和五十二年度分の同三賃借契約適用する。）

7 旧法附則第十六条第一項から第三項まで及び第五項の規定は、昭和五十一年一月一日まで二

新築されたこれらの規定に規定する住宅、貸家住宅又は家屋に付して課する固定資産税につい

ては、なおその効力を有する。

第十一條 新法第四百四十五条の二第三項及び第四項の規定は、昭和五十一年度分の軽自動車税

から適用し、昭和五十一年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
旧法附則第三十条の二の規定は、昭和五十一年度分の軽自動車税については、なおその効力を有する。

の額とする。
第四条第五項中「当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から五年度間につては、同項の価格の十分の一・五」と削る。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(次項において「新交納付金法」という。)第四条第四項の規定は、昭和五十三年度分の市町村交付金及び都道府県交付金から適用し、昭和五十二年度分までの市町村交付金及び都道府県交付金については、なお従前の例による。

新交納付金法第四条第五項の規定は、昭和五十一年四月一日以後に建設された新交納付金法第二条第一項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産について昭和五十三年度分の市町村交付金及び都道府県交付金から適用する。

前条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第四条第五項の規定は、昭和五十一年三月三十一日までに建設された同法第二条第一項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産のうち家屋及び償却資産に係る市町村交付金及び都道府県交付金については、なおその効力を有する。

理由

地方税負担の現状にかんがみ、地方財政の実情を勘案しつつ、住民負担の軽減及び合理化を図るために、道府県民税及び市町村民税の所得控除の額、事業税の事業主控除額及び料理飲食等消費税、電気税及びガス税の免税点をそれぞれ引き上げるとともに、地方税負担の適正化及び地方税源の充実強化を図る見地から、法人の道府県民税及び市町村民税の均等割、娯楽施設利用税、鉱区税、狩獵免許税、入浴税並びに入湯税の税率の引

上げ、電気税に係る非課税等の特別措置の整理合理化等を行うほか、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

一 議案の要旨及び目的
本案は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税、個人の事業税等について負担の軽減合理化を行なうほか、地方税負担の適正化、地方税源の充実強化等を図る見地から、法人の住民税の均等割等の税率を引き上げるとともに、非課税措置等の特別措置の整理合理化等を行なうとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 道府県民税及び市町村民税

(1) 個人の道府県民税及び市町村民税

ア 基礎控除額を二十万円(現行十九万円)に引き上げる。

イ 配偶者控除額を二十万円(現行十九万円)に引き上げる。

ウ 扶養控除額を十九万円(現行十七万円)に引き上げる。

エ 障害者控除、老年者控除、寡婦控除

及び勤労学生控除の額をそれぞれ十八万円(現行十六万円)に引き上げるとともに、特別障害者控除額を二十万円(現行十九万円)に引き上げる。

オ 老人扶養控除及び配偶者のいない世帯の一人目の扶養親族に係る控除の額を二十万円(現行十九万円)に引き上げる。

(2) 障害者、未成年者、老年者又は寡婦についての非課税の範囲を、年所得八十万

円(現行七十七万円)までとする。

法人の道府県民税及び市町村民税の均等割の税率を次のとおり引き上げる。

(1) 道府県民税

区	分	改正案(年額)	現行(年額)
市町村民税		標準税率 二千円	標準税率 千八百円
		標準税率 六千円	標準税率 三千円

(2) 市町村民税

区	分	改正案(年額)	現行(年額)
資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社	標準税率 二万四千円	標準税率 二万四千円	標準税率 二万四千円
資本の金額又は出資金額が千万円以下である法人等	標準税率 一千八百円	標準税率 六千円	標準税率 六千円

(二) 事業税

1 事業主控除額を二百二十万円(現行二百万円)に引き上げる。

区	分	改正案(年額)	現行(年額)
標準税率 八千円	標準税率 一万三千円	標準税率 二万四千円	標準税率 二万四千円
標準税率 七千二百円	標準税率 一万二千円	標準税率 二万円	標準税率 二万円

1 次のとおり非課税措置又は課税標準の例措置を改める。

(1) 住宅金融公庫等から貸付けを受けた者で一定の要件に該当するものが住宅金融公庫等の貸付けに係る不動産を取得した場合の課税標準の算定については、当該貸付けを受けた額(現行当該貸付金算定の基礎となつた額)を価格から控除する。

(2) 農山漁村電気導入促進法に規定する農林漁業団体が発售所又は変電所の用に供する家屋に係る非課税措置の適用期限を

昭和五十八年三月三十一日まで（現行当分の間）とする。

(3) 市町村長の勧告、道府県知事の調停又は農業委員会のあつせんによつて取得す

る農用地区域内の土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和五十七年三月三十日までとする。

(4) 入会林野整備又は旧慣使用林野整備により取得する土地に係る課税標準の算定

については、当該入会林野整備又は旧慣

に当該土地を取得した者の入会権又は旧賃使用権の使用又は収益の状況に付応する

慣用語の使用又は収益の状況に文脈する一定の割合を乗じて得た額を価格から

控除する（現行当該土地の価格に当該土地の通常の売買価額に対する当該土地の

取得に係る支払額の割合を乗じて得た額による）こととし、その適用期限を昭和

五十四年三月三十一日まで延長する。
次て掲げる不動産の取得については、非

課税とする。

(1) 宇都開発公団が宇都の造成と併せて建設する家屋で國又は地方公共団体が公用

(2) 又は公共の用に供するもの

得する建築物の一部等又は保留地

林業改善資金助成法の規定による政府

の助成に係る林業労働安全衛生施設資金の貸付けと受けと共同利用を共する一元

の貸付けを受けて共同利用に供する一定の施設を取得した場合の課税標準の算定

については、当該貸付けを受けた額を無格から控除する。

(2) 住宅街区整備事業の施行に伴い換地計画において施設住宅の一部等を与えない

ようく定められたこと等により清算金を受けた者が代替不動産を取得した場合の

昭和五十二年三月二十五日 衆議院会議録第十四号

地方税法の一部を改正する法律案及び同報告書

新築住宅用地に係る減額措置の対象範囲に住宅街区整備組合からその新築した住宅及び当該住宅に係る土地を譲り受けた場合の当該土地を加える。
次のことより課税標準の特例措置等の適用限の延長等を行う。
国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受け農用地開発公団が新設又は改良した一定の農業用施設に係る課税標準の共同利用に供する一定の施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和五十四年三月三十一日まで延長する。
心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が雇用促進事業団から資金の貸付けを受け取れる事業の用に供する一定の施設に係る減額措置の適用期限を昭和五十四年三月三十一日まで延長する。
不動産の取得とみなされる改築の対象範囲に、資本的支出と認められる天井及び基礎たまつき場に係る娯楽施設利用税の標準税率を次のとおり引き上げる。
ぱらんこ場
一合につき 月額 二百五十円（現在）

(2)	まあじやん場	一台につき 月額	七百五十円 (現行五百円)
(3)	たまつぎ場	月額	千三百円 (現行一千五百円)
(4)	料理飲食等消費税	円)	利用料金課税及び定額課税を行う場合における娯楽施設利用税については、標準税率に一・五を乗じて得た率を超える税率で課すことができないものとする。
1	飲食店等における飲食の免税点を二千円 (現行千七百円)に引き上げるとともに、あらかじめ提供品目ごとに料金を支払う飲食の免税点を千円 (現行八百五十円)に引き上げる。	内	鉱区税
2	旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を四千円 (現行三千四百円)に引き上げる。	内	鉱区税
(1)	鉱区税の税率を次のとおり引き上げる。 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積百アールごとに 年額 百八十円 (現行九十円)	内	鉱区税
(2)	採掘鉱区 面積百アールごとに 年額 三百六十円 (現行百八十九円) 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 次の鉱区以外のもの 面積百アールごとに 年額 百八十円 (現行九十円)	内	鉱区税
(1)	河床に存する鉱区 (鉱業法施行法によるものに限る) (現行九十円)	内	狩猟免許税
(2)	甲種狩猟免許を受ける者又は乙種狩猟免	内	狩猟免許税

(2) 許を受ける者で、次の(2)に掲げる者以外のもの
　　九千円(現行四千五百円)
(2) 甲種狩猟免許を受ける者又は乙種狩猟免許を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもの
　　四千円(現行二千円)
(3) 内種狩猟免許を受ける者
　　三千円(現行一千五百円)

1 固定資産税及び都市計画税

1 次のとおり課税標準の特例措置等を改め
る。

(1) 変電所又は送電施設の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置の対象範囲から家屋を除外する。

(2) 国内航空機(離島路線に就航する航空機を除く。)に係る課税標準を、取得後三年度間はその価格の三分の二(現行二分の一)の額、その後の三年度間はその価格の五分の四(現行四分の三)の額とする。

(3) 水資源開発公団が所有する水道又は工業用水道用ダムの用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準を、その価格の二分の一(現行取得後五年度間四分の一、その後二分の一)の額とする。

(4) 農林漁業団体が発電所、変電所又は送電施設の用に供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置の適用期間を昭和五十八年三月三十一日まで(現行当分の間)とする。

(5) 地上階数五以上の新築中高層耐火建築住宅に係る減額措置の適用期間を新築後五年度間(現行七年度間)とする。

(6) 市街地再開発事業の施設建築物に該当する新築家屋に係る減額措置の適用期間を新築後五年度間(現行七年度間)とする。

2 石油コンビナート等災害防止法に基づき特定事業者が設置する流出油等防止堤につ

別表第四 給与所得の源泉徴収税額表(月額表)（第百八十五条、第百八十六条、第百八十九条関係）

(一)

昭和五十二年三月二十五日

衆議院会議録第十四号 所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

四二六

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	
	扶 養 親 族 等 の 数									
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人		
以上	未 滿	税 額								税 額
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円	円	
67,000		0	0	0	0	0	0	0	0	5,500
68,000	68,000	170	0	0	0	0	0	0	0	5,600
69,000	69,000	270	0	0	0	0	0	0	0	5,700
70,000	70,000	370	0	0	0	0	0	0	0	5,700
71,000	71,000	470	0	0	0	0	0	0	0	5,800
	72,000	570	0	0	0	0	0	0	0	
72,000	73,000	670	0	0	0	0	0	0	0	5,800
73,000	74,000	770	0	0	0	0	0	0	0	5,900
74,000	75,000	870	0	0	0	0	0	0	0	6,000
75,000	76,000	970	0	0	0	0	0	0	0	6,000
	76,000	77,000	1,070	0	0	0	0	0	0	6,100
77,000	78,000	1,170	0	0	0	0	0	0	0	6,200
78,000	79,000	1,270	0	0	0	0	0	0	0	6,200
79,000	80,000	1,370	0	0	0	0	0	0	0	6,300
80,000	81,000	1,470	0	0	0	0	0	0	0	6,400
	81,000	82,000	1,570	0	0	0	0	0	0	6,400
82,000	83,000	1,670	0	0	0	0	0	0	0	6,500
83,000	84,000	1,770	0	0	0	0	0	0	0	6,600
84,000	85,000	1,870	0	0	0	0	0	0	0	6,600
85,000	86,000	1,970	0	0	0	0	0	0	0	6,700
	86,000	87,000	2,070	0	0	0	0	0	0	6,800
87,000	88,000	2,170	0	0	0	0	0	0	0	6,800
88,000	89,000	2,270	0	0	0	0	0	0	0	6,900
89,000	90,000	2,370	0	0	0	0	0	0	0	7,100
90,000	91,000	2,470	0	0	0	0	0	0	0	7,200
	91,000	92,000	2,570	150	0	0	0	0	0	7,400
92,000	93,000	2,670	250	0	0	0	0	0	0	7,500
93,000	94,000	2,770	350	0	0	0	0	0	0	7,600
94,000	95,000	2,870	450	0	0	0	0	0	0	7,800
95,000	96,000	2,970	550	0	0	0	0	0	0	7,900
	96,000	97,000	3,070	650	0	0	0	0	0	8,100
97,000	98,000	3,170	750	0	0	0	0	0	0	8,200
98,000	99,000	3,270	850	0	0	0	0	0	0	8,400
99,000	101,000	3,420	1,000	0	0	0	0	0	0	8,500
101,000	103,000	3,620	1,200	0	0	0	0	0	0	9,300
	103,000	105,000	3,820	1,400	0	0	0	0	0	9,600
105,000	107,000	3,940	1,530	0	0	0	0	0	0	9,900
107,000	109,000	4,060	1,650	0	0	0	0	0	0	10,300
109,000	111,000	4,180	1,770	0	0	0	0	0	0	10,700
111,000	113,000	4,300	1,890	0	0	0	0	0	0	11,100
	113,000	115,000	4,420	2,010	0	0	0	0	0	11,500
115,000	117,000	4,540	2,130	0	0	0	0	0	0	11,800
117,000	119,000	4,660	2,250	0	0	0	0	0	0	12,200
119,000	121,000	4,780	2,370	0	0	0	0	0	0	12,600
121,000	123,000	4,900	2,490	0	0	0	0	0	0	13,000
	123,000	125,000	5,030	2,610	190	0	0	0	0	13,400

昭和五十二年三月二十五日
衆議院会議録第十四号
所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

(二)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲										乙	
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上	未満	税額										
125,000	127,000	5,180	2,740	320	0	0	0	0	0	13,800		
127,000	129,000	5,350	2,880	460	0	0	0	0	0	14,200		
129,000	131,000	5,520	3,020	600	0	0	0	0	0	14,600		
131,000	133,000	5,690	3,160	740	0	0	0	0	0	14,900		
133,000	135,000	5,860	3,300	880	0	0	0	0	0	15,400		
135,000	137,000	6,020	3,440	1,020	0	0	0	0	0	15,800		
137,000	139,000	6,190	3,580	1,160	0	0	0	0	0	16,200		
139,000	141,000	6,360	3,720	1,300	0	0	0	0	0	16,600		
141,000	143,000	6,530	3,860	1,440	0	0	0	0	0	17,100		
143,000	145,000	6,700	4,000	1,580	0	0	0	0	0	17,500		
145,000	147,000	6,860	4,140	1,720	0	0	0	0	0	17,900		
147,000	149,000	7,030	4,280	1,860	0	0	0	0	0	18,300		
149,000	151,000	7,200	4,420	2,000	0	0	0	0	0	18,800		
151,000	153,000	7,370	4,560	2,140	0	0	0	0	0			
153,000	155,000	7,540	4,700	2,280	0	0	0	0	0			
155,000	157,000	7,700	4,840	2,420	0	0	0	0	0			
157,000	159,000	7,870	4,980	2,560	140	0	0	0	0			
159,000	161,000	8,040	5,140	2,700	280	0	0	0	0			
161,000	163,000	8,210	5,310	2,840	420	0	0	0	0			
163,000	165,000	8,380	5,480	2,980	560	0	0	0	0			
165,000	167,000	8,540	5,640	3,120	700	0	0	0	0			
167,000	169,000	8,710	5,810	3,260	840	0	0	0	0			
169,000	171,000	8,880	5,980	3,400	980	0	0	0	0			
171,000	173,000	9,050	6,150	3,540	1,120	0	0	0	0			
173,000	175,000	9,220	6,320	3,680	1,260	0	0	0	0			
175,000	177,000	9,380	6,480	3,820	1,400	0	0	0	0			
177,000	179,000	9,550	6,650	3,960	1,540	0	0	0	0			
179,000	181,000	9,720	6,820	4,100	1,680	0	0	0	0			
181,000	183,000	9,890	6,990	4,240	1,820	0	0	0	0			
183,000	185,000	10,060	7,160	4,380	1,960	0	0	0	0			
185,000	187,000	10,220	7,320	4,520	2,100	0	0	0	0			
187,000	189,000	10,390	7,490	4,660	2,240	0	0	0	0			
189,000	191,000	10,560	7,660	4,800	2,380	0	0	0	0			
191,000	193,000	10,730	7,830	4,940	2,520	110	0	0	0			
193,000	195,000	10,900	8,000	5,100	2,660	250	0	0	0			
195,000	197,000	11,070	8,160	5,260	2,800	390	0	0	0			
197,000	199,000	11,270	8,330	5,430	2,940	530	0	0	0			
199,000	201,000	11,470	8,500	5,600	3,080	670	0	0	0			
201,000	203,000	11,660	8,670	5,770	3,220	810	0	0	0			
203,000	205,000	11,860	8,840	5,940	3,360	950	0	0	0			
205,000	207,000	12,050	9,000	6,100	3,500	1,090	0	0	0			
207,000	209,000	12,250	9,170	6,270	3,640	1,230	0	0	0			
209,000	211,000	12,450	9,340	6,440	3,780	1,370	0	0	0			
211,000	213,000	12,640	9,510	6,610	3,920	1,510	0	0	0			
213,000	215,000	12,840	9,680	6,780	4,060	1,650	0	0	0			
215,000	217,000	13,030	9,840	6,940	4,200	1,790	0	0	0			
217,000	219,000	13,230	10,010	7,110	4,340	1,930	0	0	0			
219,000	221,000	13,430	10,180	7,280	4,480	2,070	0	0	0			
221,000	224,000	13,670	10,390	7,490	4,660	2,240	0	0	0			
224,000	227,000	13,970	10,640	7,740	4,870	2,450	0	0	0			

昭和五十二年三月二十五日

衆議院会議録第十四号 所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

四三八

(三)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額		甲									乙	
		扶 養 親 族 等 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人			
以上	未 満	税									税 額	
227,000	230,000	14,260	10,890	7,990	5,090	2,660	240	0	0			
230,000	233,000	14,550	11,170	8,250	5,350	2,870	450	0	0			
233,000	236,000	14,850	11,460	8,500	5,600	3,080	660	0	0			
236,000	239,000	15,140	11,760	8,750	5,850	3,290	870	0	0			
239,000	242,000	15,440	12,050	9,000	6,100	3,500	1,080	0	0			
242,000	245,000	15,730	12,350	9,250	6,350	3,710	1,290	0	0			
245,000	248,000	16,020	12,640	9,510	6,610	3,920	1,500	0	0			
248,000	251,000	16,320	12,930	9,760	6,860	4,130	1,710	0	0			
251,000	254,000	16,650	13,260	10,040	7,140	4,370	1,950	0	0			
254,000	257,000	16,980	13,600	10,330	7,430	4,610	2,190	0	0			
257,000	260,000	17,320	13,940	10,620	7,720	4,850	2,430	0	0			
260,000	263,000	17,650	14,270	10,900	8,000	5,100	2,670	250	0			
263,000	266,000	17,990	14,610	11,220	8,290	5,390	2,910	490	0			
266,000	269,000	18,370	14,940	11,560	8,580	5,680	3,150	730	0			
269,000	272,000	18,760	15,280	11,900	8,870	5,970	3,390	970	0			
272,000	275,000	19,140	15,620	12,230	9,160	6,260	3,630	1,210	0			
275,000	278,000	19,530	15,950	12,570	9,440	6,540	3,870	1,450	0			
278,000	281,000	19,910	16,290	12,900	9,730	6,830	4,110	1,690	0			
281,000	284,000	20,290	16,620	13,240	10,020	7,120	4,350	1,930	0			
284,000	287,000	20,680	16,960	13,580	10,310	7,410	4,590	2,170	0			
287,000	290,000	21,060	17,300	13,910	10,600	7,700	4,830	2,410	0			
290,000	293,000	21,450	17,630	14,250	10,880	7,980	5,080	2,650	240			
293,000	296,000	21,830	17,970	14,580	11,200	8,270	5,370	2,890	480			
296,000	299,000	22,210	18,350	14,920	11,540	8,560	5,660	3,130	720			
299,000	302,000	22,600	18,730	15,260	11,870	8,850	5,950	3,370	960			
302,000	305,000	22,980	19,110	15,590	12,210	9,140	6,240	3,610	1,200			
305,000	308,000	23,370	19,500	15,930	12,540	9,420	6,520	3,850	1,440			
308,000	311,000	23,750	19,880	16,260	12,880	9,710	6,810	4,090	1,680			
311,000	314,000	24,130	20,270	16,600	13,220	10,000	7,100	4,330	1,920			
314,000	317,000	24,520	20,650	16,940	13,550	10,290	7,390	4,570	2,160			
317,000	320,000	24,900	21,030	17,270	13,890	10,580	7,680	4,810	2,400			
320,000	323,000	25,290	21,420	17,610	14,220	10,860	7,960	5,060	2,640			
323,000	326,000	25,670	21,800	17,940	14,560	11,180	8,250	5,350	2,880			
326,000	329,000	26,060	22,190	18,320	14,900	11,510	8,540	5,640	3,120			
329,000	332,000	26,490	22,570	18,700	15,230	11,850	8,830	5,930	3,360			
332,000	335,000	26,920	22,950	19,090	15,570	12,190	9,120	6,220	3,600			
335,000	338,000	27,360	23,340	19,470	15,900	12,520	9,400	6,500	3,840			
338,000	341,000	27,790	23,720	19,860	16,240	12,860	9,690	6,790	4,080			
341,000	344,000	28,220	24,110	20,240	16,580	13,190	9,980	7,080	4,320			
344,000	347,000	28,650	24,490	20,620	16,910	13,530	10,270	7,370	4,560			
347,000	350,000	29,080	24,870	21,010	17,250	13,870	10,560	7,660	4,800			
350,000	353,000	29,520	25,260	21,390	17,580	14,200	10,840	7,940	5,040			
353,000	356,000	29,950	25,640	21,780	17,920	14,540	11,150	8,230	5,330			
356,000	359,000	30,380	26,030	22,160	18,290	14,870	11,490	8,520	5,620			
359,000	362,000	30,810	26,460	22,540	18,680	15,210	11,830	8,810	5,910			
362,000	365,000	31,240	26,890	22,930	19,060	15,550	12,160	9,100	6,200			
365,000	368,000	31,680	27,330	23,310	19,450	15,880	12,500	9,380	6,480			
368,000	371,000	32,110	27,760	23,700	19,830	16,220	12,830	9,670	6,770			
371,000	374,000	32,540	28,190	24,080	20,210	16,550	13,170	9,960	7,060			
374,000	377,000	32,970	28,620	24,460	20,600	16,890	13,510	10,250	7,350			

昭和五十二年三月二十五日

衆議院会議録第十四号

所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

(四)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲 扶養親族等の数								乙	
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上未満	税額								税額	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
377,000	380,000	33,400	29,050	24,850	20,980	17,230	13,840	10,540	7,640	
380,000	383,000	33,840	29,490	25,230	21,370	17,560	14,180	10,820	7,920	
383,000	386,000	34,270	29,920	25,620	21,750	17,900	14,510	11,130	8,210	
386,000	389,000	34,700	30,350	26,000	22,130	18,270	14,850	11,470	8,500	
389,000	392,000	35,150	30,780	26,430	22,520	18,650	15,190	11,800	8,790	
392,000	395,000	35,660	31,210	26,860	22,900	19,030	15,520	12,140	9,080	
395,000	398,000	36,160	31,650	27,300	23,290	19,420	15,860	12,470	9,360	
398,000	401,000	36,670	32,080	27,730	23,670	19,800	16,190	12,810	9,650	
401,000	404,000	37,170	32,510	28,160	24,050	20,190	16,530	13,150	9,940	
404,000	407,000	37,670	32,940	28,590	24,440	20,570	16,870	13,480	10,230	
407,000	410,000	38,180	33,370	29,020	24,820	20,950	17,200	13,820	10,520	
410,000	413,000	38,680	33,810	29,460	25,210	21,340	17,540	14,150	10,800	
413,000	416,000	39,190	34,240	29,890	25,590	21,720	17,870	14,490	11,110	
416,000	419,000	39,690	34,670	30,320	25,970	22,110	18,240	14,830	11,440	
419,000	422,000	40,190	35,120	30,750	26,400	22,490	18,620	15,160	11,780	
422,000	425,000	40,700	35,620	31,180	26,830	22,870	19,010	15,500	12,110	
425,000	428,000	41,200	36,130	31,620	27,270	23,260	19,390	15,830	12,450	
428,000	431,000	41,710	36,630	32,050	27,700	23,640	19,780	16,170	12,790	
431,000	434,000	42,210	37,130	32,480	28,130	24,030	20,160	16,510	13,120	
434,000	437,000	42,710	37,640	32,910	28,560	24,410	20,540	16,840	13,460	
437,000	440,000	43,220	38,140	33,340	28,990	24,790	20,930	17,180	13,790	
440,000	443,000	43,720	38,650	33,780	29,430	25,180	21,310	17,510	14,130	
443,000	446,000	44,230	39,150	34,210	29,860	25,560	21,700	17,850	14,470	
446,000	449,000	44,730	39,650	34,640	30,290	25,950	22,080	18,210	14,800	
449,000	452,000	45,230	40,160	35,080	30,720	26,370	22,460	18,600	15,140	
452,000	455,000	45,740	40,660	35,590	31,150	26,800	22,850	18,980	15,470	
455,000	458,000	46,240	41,170	36,090	31,590	27,240	23,230	19,360	15,810	
458,000	461,000	46,750	41,670	36,600	32,020	27,670	23,620	19,750	16,150	
461,000	464,000	47,250	42,170	37,100	32,450	28,100	24,000	20,130	16,480	
464,000	467,000	47,750	42,680	37,600	32,880	28,530	24,380	20,520	16,820	
467,000	470,000	48,260	43,180	38,110	33,310	28,960	24,770	20,900	17,150	
470,000	473,000	48,760	43,690	38,610	33,750	29,400	25,150	21,280	17,490	
473,000	476,000	49,270	44,190	39,120	34,180	29,830	25,540	21,670	17,830	
476,000	479,000	49,770	44,690	39,620	34,610	30,260	25,920	22,050	18,190	
479,000	482,000	50,270	45,200	40,120	35,050	30,690	26,340	22,440	18,570	
482,000	485,000	50,780	45,700	40,630	35,550	31,120	26,770	22,820	18,950	
485,000	488,000	51,280	46,210	41,130	36,060	31,560	27,210	23,200	19,340	
488,000	491,000	51,790	46,710	41,640	36,560	31,990	27,640	23,590	19,720	
491,000	494,000	52,290	47,210	42,140	37,060	32,420	28,070	23,970	20,110	
494,000	497,000	52,840	47,720	42,640	37,570	32,850	28,500	24,360	20,490	
497,000	500,000	53,410	48,220	43,150	38,070	33,280	28,930	24,740	20,870	
500,000円		53,700	48,470	43,400	38,320	33,500	29,150	24,930	21,070	
									176,300円	
500,000円を超 590,000円に満た ない金額									176,300円に その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額のうち 500,000円を超 える金額の60 96に相当する金 額を加算した金 額	

昭和五十二年三月二十五日 衆議院会議録第十四号 所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

(五)

昭和五十二年三月二十五日 衆議院会議録第十四号

所得稅法の一部を改正する法律案及び同報告書

(六)

その月の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	
	扶養親族等の数									
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人		
以上	未満	税額								税額
2,900,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2,900,000円を超 え3,830,000円に満た ない金額	1,072,200	1,066,970	1,061,900	1,056,820	1,052,000	1,047,650	1,043,430	1,039,570		
3,830,000円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
3,830,000円を超 える金額	1,583,700	1,578,470	1,573,400	1,568,320	1,563,500	1,559,150	1,554,930	1,551,070		
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超 える1人ごとに2,900円を控除した金額									従たる給与につ いての扶養控除 等申告書が提出 されている場合 には、当該申告 書に記載された 扶養親族等の数 に応じ、扶養親 族等1人ごとに 2,900円を、上 の各欄によつて 求めた税額から 控除した金額	

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料（第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。以下同じ。）の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに2,900円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第一百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに2,900円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第五 給与所得の源泉徴収税額表(日額表)(第百八十五条関係)

(一)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲 扶養親族等の数							乙	丙
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人		
	7人								
以上未満	税額							税額	税額
円 2,200 円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
2,200	2,250	5	0	0	0	0	0	0	180
2,250	2,300	10	0	0	0	0	0	0	190
2,300	2,350	15	0	0	0	0	0	0	190
2,350	2,400	20	0	0	0	0	0	0	190
2,400	2,450	25	0	0	0	0	0	0	190
2,450	2,500	30	0	0	0	0	0	0	200
2,500	2,550	35	0	0	0	0	0	0	200
2,550	2,600	40	0	0	0	0	0	0	200
2,600	2,650	45	0	0	0	0	0	0	210
2,650	2,700	50	0	0	0	0	0	0	210
2,700	2,750	55	0	0	0	0	0	0	210
2,750	2,800	60	0	0	0	0	0	0	220
2,800	2,850	65	0	0	0	0	0	0	220
2,850	2,900	70	0	0	0	0	0	0	220
2,900	2,950	75	0	0	0	0	0	0	230
2,950	3,000	80	0	0	0	0	0	0	230
3,000	3,050	85	0	0	0	0	0	0	240
3,050	3,100	90	5	0	0	0	0	0	250
3,100	3,150	95	10	0	0	0	0	0	260
3,150	3,200	100	15	0	0	0	0	0	260
3,200	3,250	105	20	0	0	0	0	0	270
3,250	3,300	110	25	0	0	0	0	0	280
3,300	3,400	115	35	0	0	0	0	0	280
3,400	3,500	125	45	0	0	0	0	0	320
3,500	3,600	130	50	0	0	0	0	0	330
3,600	3,700	140	55	0	0	0	0	0	350
3,700	3,800	145	65	0	0	0	0	0	370
3,800	3,900	150	70	0	0	0	0	0	390
3,900	4,000	155	75	0	0	0	0	0	410
4,000	4,100	160	80	0	0	0	0	0	430
4,100	4,200	170	85	5	0	0	0	0	450
4,200	4,300	175	95	15	0	0	0	0	470
4,300	4,400	185	100	20	0	0	0	0	490
4,400	4,500	195	110	30	0	0	0	0	500
4,500	4,600	200	115	35	0	0	0	0	530
4,600	4,700	210	120	40	0	0	0	0	550
4,700	4,800	220	130	50	0	0	0	0	570
4,800	4,900	225	135	55	0	0	0	0	590
4,900	5,000	235	145	65	0	0	0	0	610
5,000	5,100	245	150	70	0	0	0	0	630
5,100	5,200	250	155	75	0	0	0	0	0
5,200	5,300	260	165	85	5	0	0	0	0
5,300	5,400	270	170	90	10	0	0	0	0
5,400	5,500	275	180	100	15	0	0	0	0
5,500	5,600	285	190	105	25	0	0	0	0

昭和五十二年三月二十五日 衆議院会議録第十四号 所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

四四一

昭和五十二年三月二十五日

衆議院会議録第十四号 所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

(二)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲									乙	丙		
	扶 養 親 族 等 の 数												
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人					
以上未満	税額									税額	税額		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	した金額	円		
5,600	5,700	295	195	110	30	0	0	0	0	0	0		
5,700	5,800	300	205	120	40	0	0	0	0	0	0		
5,800	5,900	310	215	125	45	0	0	0	0	0	0		
5,900	6,000	320	220	135	50	0	0	0	0	0	0		
6,000	6,100	325	230	140	60	0	0	0	0	0	0		
6,100	6,200	335	240	145	65	0	0	0	0	0	0		
6,200	6,300	345	245	155	75	0	0	0	0	0	0		
6,300	6,400	350	255	160	80	0	0	0	0	0	0		
6,400	6,500	360	265	165	85	5	0	0	0	0	0		
6,500	6,600	370	270	175	95	15	0	0	0	0	0		
6,600	6,700	380	280	185	100	20	0	0	0	0	0		
6,700	6,800	390	290	190	110	25	0	0	0	0	0		
6,800	6,900	400	295	200	115	35	0	0	0	0	0		
6,900	7,000	410	305	210	120	40	0	0	0	0	0		
7,000	7,100	420	315	220	130	50	0	0	0	0	0		
7,100	7,200	430	325	225	135	55	0	0	0	0	0		
7,200	7,300	440	330	235	145	60	0	0	0	0	7		
7,300	7,400	450	340	245	150	70	0	0	0	0	14		
7,400	7,500	460	350	250	155	75	0	0	0	0	21		
7,500	7,600	470	355	260	165	85	5	0	0	0	28		
7,600	7,700	480	365	270	170	90	10	0	0	0	35		
7,700	7,800	490	375	275	180	95	15	0	0	0	42		
7,800	7,900	500	385	285	190	105	25	0	0	0	49		
7,900	8,000	505	395	295	195	110	30	0	0	0	56		
8,000	8,100	515	405	300	205	120	40	0	0	0	63		
8,100	8,200	525	415	310	215	125	45	0	0	0	70		
8,200	8,300	535	425	320	220	130	50	0	0	0	77		
8,300	8,400	545	435	325	230	140	60	0	0	0	84		
8,400	8,500	560	445	335	240	150	65	0	0	0	91		
8,500	8,600	570	455	345	250	155	75	0	0	0	98		
8,600	8,700	580	470	355	260	165	85	0	0	0	105		
8,700	8,800	590	480	365	270	170	90	10	0	0	112		
8,800	8,900	605	490	375	280	180	100	20	0	0	119		
8,900	9,000	615	500	390	290	190	105	25	0	0	126		
9,000	9,100	630	510	400	295	200	115	35	0	0	133		
9,100	9,200	640	525	410	305	210	125	40	0	0	140		
9,200	9,300	655	535	420	315	220	130	50	0	0	147		
9,300	9,400	665	545	435	325	230	140	60	0	0	154		
9,400	9,500	680	555	445	335	240	145	65	0	0	161		
9,500	9,600	695	570	455	345	250	155	75	0	0	168		
9,600	9,700	705	580	465	355	260	165	80	0	0	175		
9,700	9,800	720	590	480	365	270	170	90	10	0	182		
9,800	9,900	730	600	490	375	280	180	100	20	0	189		
9,900	10,000	745	615	500	390	285	190	105	25	0	196		
10,000	10,100	755	630	510	400	295	200	115	35	0	203		
10,100	10,200	770	640	525	410	305	210	120	40	0	210		
10,200	10,300	785	655	535	420	315	220	130	50	0	217		
10,300	10,400	795	665	545	430	325	230	140	60	0	224		
10,400	10,500	810	680	555	445	335	240	145	65	0	232		
10,500	10,600	820	690	570	455	345	250	155	75	0	241		

昭和五十二年三月二十五日

衆議院会議録第十四号 所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

四四四

(三)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲 扶 養 親 族 等 の 数									乙	丙		
	0 人 1 人 2 人 3 人 4 人 5 人 6 人 7 人												
	以上	未満	税 額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
10,600	10,700	835	705	580	465	355	260	160	80		249		
10,700	10,800	845	720	590	475	365	265	170	90		258		
10,800	10,900	860	730	600	490	375	275	180	100		266		
10,900	11,000	870	745	615	500	385	285	190	105		274		
11,000	11,100	885	755	625	510	400	295	200	115		283		
11,100	11,200	900	770	640	520	410	305	210	120		291		
11,200	11,300	915	780	655	535	420	315	220	130		300		
11,300	11,400	930	795	665	545	430	325	230	140		308		
11,400	11,500	945	805	680	555	445	335	240	145		317		
11,500	11,600	960	820	690	565	465	345	245	155		326		
11,600	11,700	975	835	705	580	465	355	255	160		336		
11,700	11,800	985	845	715	590	475	365	265	170		346		
11,800	11,900	1,000	860	730	600	490	375	275	180		355		
11,900	12,000	1,015	870	740	615	500	385	285	190		365		
12,000	12,100	1,030	885	755	625	510	395	295	200		374		
12,100	12,200	1,045	900	770	640	520	410	305	210		384		
12,200	12,300	1,060	915	780	650	530	420	315	220		394		
12,300	12,400	1,075	930	795	665	545	430	325	225		403		
12,400	12,500	1,090	945	805	675	555	440	335	235		413		
12,500	12,600	1,105	960	820	690	565	455	345	245		422		
12,600	12,700	1,115	970	830	705	575	465	355	255		432		
12,700	12,800	1,130	985	845	715	590	475	360	265		442		
12,800	12,900	1,145	1,000	855	730	600	485	375	275		451		
12,900	13,000	1,160	1,015	870	740	610	500	385	285		461		
13,000	13,100	1,175	1,030	885	755	625	510	395	295		470		
13,100	13,200	1,195	1,045	900	765	640	520	405	305		480		
13,200	13,300	1,210	1,060	915	780	650	530	420	315		490		
13,300	13,400	1,225	1,075	930	790	665	545	430	325		499		
13,400	13,500	1,245	1,085	940	805	675	555	440	335		510		
13,500	13,600	1,260	1,100	955	820	690	565	450	345		521		
13,600	13,700	1,275	1,115	970	830	700	575	465	350		533		
13,700	13,800	1,295	1,130	985	845	715	585	475	360		544		
13,800	13,900	1,310	1,145	1,000	855	730	600	485	375		555		
13,900	14,000	1,325	1,160	1,015	870	740	610	495	385		566		
14,000	14,100	1,345	1,175	1,030	885	755	625	510	395		577		
14,100	14,200	1,360	1,190	1,045	900	765	635	520	405		589		
14,200	14,300	1,380	1,210	1,065	910	780	650	530	420		600		
14,300	14,400	1,395	1,225	1,070	925	790	665	540	430		611		
14,400	14,500	1,410	1,240	1,085	940	805	675	555	440		622		
14,500	14,600	1,430	1,260	1,100	955	815	690	565	450		633		
14,600	14,700	1,445	1,275	1,115	970	830	700	575	465		645		
14,700	14,800	1,460	1,290	1,130	985	845	715	585	475		656		
14,800	14,900	1,480	1,310	1,145	1,000	855	725	600	485		667		
14,900	15,000	1,495	1,325	1,160	1,015	870	740	610	495		678		
15,000	15,100	1,510	1,345	1,175	1,025	880	750	625	505		689		
15,100	15,200	1,530	1,360	1,190	1,040	895	765	635	520		701		
15,200	15,300	1,545	1,375	1,205	1,055	910	780	650	530		712		
15,300	15,400	1,565	1,395	1,225	1,070	925	790	660	540		723		
15,400	15,500	1,580	1,410	1,240	1,085	940	805	675	550		734		
15,500	15,600	1,595	1,425	1,260	1,100	955	815	685	565		745		

昭和五十二年三月二十五日

衆議院会議録第十四号
所得稅法の一部を改正する法律案及び同報告書

(四)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙		
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上未満	税	額							税額	税額		
15,600円	15,700円	1,615円	1,445円	1,275円	1,115円	970円	830円	700円	575円	757円		
15,700円	15,800円	1,630円	1,460円	1,290円	1,130円	985円	840円	715円	585円	768円		
15,800円	15,900円	1,645円	1,475円	1,310円	1,145円	1,000円	855円	725円	595円	779円		
15,900円	16,000円	1,665円	1,495円	1,325円	1,155円	1,010円	865円	740円	610円	790円		
16,000円	16,100円	1,680円	1,510円	1,340円	1,170円	1,025円	880円	750円	620円	801円		
16,100円	16,200円	1,695円	1,530円	1,360円	1,190円	1,040円	895円	765円	635円	813円		
16,200円	16,300円	1,715円	1,545円	1,375円	1,205円	1,055円	910円	775円	650円	824円		
16,300円	16,400円	1,730円	1,560円	1,390円	1,225円	1,070円	925円	790円	660円	837円		
16,400円	16,500円	1,745円	1,580円	1,410円	1,240円	1,085円	940円	800円	675円	850円		
16,500円	16,600円	1,765円	1,595円	1,425円	1,255円	1,100円	955円	815円	685円	862円		
16,600円	16,700円	1,785円	1,610円	1,440円	1,275円	1,115円	970円	830円	700円	875円		
16,700円		1,795円	1,620円	1,450円	1,280円	1,120円	975円	835円	705円	888円		
16,700円を超える 金額	16,700円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち16,700円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額								5,900円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち16,700 円を超える 金額の12% に相当する 金額を加算 した金額	888円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち16,700 円を超える 金額の12% に相当する 金額を加算 した金額		
19,500円	2,410円	2,235円	2,065円	1,895円	1,735円	1,590円	1,450円	1,320円	1,224円			
19,500円を超える 金額	19,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち19,500円を超える金額の25%に相当する金額を加算した金額								1,224円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち19,500 円を超える 金額の14% に相当する 金額を加算 した金額			
22,500円	3,160円	2,985円	2,815円	2,645円	2,485円	2,340円	2,200円	2,070円	1,644円			
22,500円を超える 金額	22,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち22,500円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額								1,644円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち22,500 円を超える 金額の18% に相当する 金額を加算 した金額			
25,500円	3,970円	3,795円	3,625円	3,455円	3,295円	3,150円	3,010円	2,880円	2,184円			
25,500円を超える 金額	25,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち25,500円を超える金額の31%に相当する金額を加算した金額								2,184円に、 その日の社 会保険料控 除後の給与 等の金額の うち25,500 円を超える 金額の21% に相当する 金額を加算 した金額			

昭和五十二年三月二十五日

衆議院会議録第十四号 所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

四四六

(五)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙		
	扶 養 親 族 等 の 数											
	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人				
以上未満	税額								税額	税額		
28,500円	4,900	4,725	4,555	4,385	4,225	4,080	3,940	3,810	2,814	2,814円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の24%に相当する金額を加算した金額		
28,500円を超える 35,000円に満たない 金額	28,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち28,500円を超える金額の35%に相当する金額を加算した金額								4,374	4,374円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の27%に相当する金額を加算した金額		
35,000円	7,175	7,000	6,830	6,660	6,500	6,355	6,215	6,085	20,480	5,994		
35,000円を超える 41,000円に満たない 金額	35,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち35,000円を超える金額の38%に相当する金額を加算した金額								5,994	5,994円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の30%に相当する金額を加算した金額		
41,000円	9,455	9,280	9,110	8,940	8,780	8,635	8,495	8,365	20,480	5,994		
41,000円を超える 50,500円に満たない 金額	41,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の42%に相当する金額を加算した金額								20,480	20,480円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち41,000円を超える金額の36%に相当する金額を加算した金額		
50,500円	13,445	13,270	13,100	12,930	12,770	12,625	12,485	12,355	20,480	5,994		
50,500円を超える 66,000円に満たない 金額	50,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち50,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額								20,480	20,480円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち66,000円を超える金額の30%に相当する金額を加算した金額		
66,000円	20,420	20,245	20,075	19,905	19,745	19,600	19,460	19,330	20,480	5,994		
66,000円を超える 96,500円に満たない 金額	66,000円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち66,000円を超える金額の50%に相当する金額を加算した金額								20,480	20,480円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち96,500円を超える金額の30%に相当する金額を加算した金額		
96,500円	35,670	35,495	35,325	35,155	34,995	34,850	34,710	34,580	20,480	5,994		
96,500円を超える 127,500円に満たない 金額	96,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち96,500円を超える金額の55%に相当する金額を加算した金額								20,480	20,480円に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額のうち127,500円を超える金額の30%に相当する金額を加算した金額		

昭和五十二年三月二十五日 衆議院会議録第十四号

所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

(六)

その日の社会保 険料控除後の給 与等の金額	甲								乙	丙		
	扶養親族等の数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人				
以上未満	税額								税額	税額		
127,500円	円 52,720	円 52,545	円 52,375	円 52,205	円 52,045	円 51,900	円 51,760	円 51,630				
127,500円を超 る金額	127,500円の場合の税額に、その日の社会保険料控除後の給与等の金額 のうち127,500円を超える金額の60%に相当する金額を加算した金額											
	扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人 を超える1人ごとに95円を控除した金額								従たる給与についての扶養親族等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を、上の各欄によつて求めた税額から控除した金額			

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

(一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、

- (1) まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除した金額を求める。
- (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
- (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに95円を控除した金額が、その求める税額である。
- (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二条ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の扶養親族等のうちに障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にその障害者1人につき1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、

- (1) (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに95円を控除した金額）が、その求める税額である。
- (2) 日雇労務者の受ける給与等（第百八十五条第一項第三号（労働した日ごとに支払われる給与等）に掲げる給与等をいう。）については、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

昭和五十一年三月二十五日

衆議院会議録第十四号 所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

等 の 数												乙
4人		5人		6人		7人以上		前月の社会保険料控除後の給与等の金額				
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	
千円 146	千円未満	千円 173	千円未満	千円 196	千円未満	千円 219	千円未満	千円 152	千円未満	千円 152	千円未満	
146	161	173	188	196	213	219	238					
161	179	188	206	213	232	238	258					
179	204	206	223	232	251	258	279					
204	252	223	278	251	304	279	330					
252	318	278	343	304	364	330	381					
318	370	343	387	364	405	381	422					
370	409	387	425	405	443	422	462					
409	448	425	466	443	485	462	505					
448	493	466	514	485	536	505	558					
493	550	514	573	536	595	558	616					
550	601	573	624	595	648	616	671					
601	656	624	678	648	700	671	722					
656	704	678	725	700	747	722	769					
704	754	725	777	747	800	769	823					
754	819	777	841	800	863	823	885					
819	916	841	939	863	962	885	985					
916	1,044	939	1,066	962	1,089	985	1,111					
1,044	1,203	1,066	1,224	1,089	1,246	1,111	1,268					
1,203	1,452	1,224	1,476	1,246	1,500	1,268	1,524					
1,452	1,691	1,476	1,713	1,500	1,735	1,524	1,757					
1,691	2,195	1,713	2,215	1,735	2,235	1,757	2,254					
2,195	2,988	2,215	3,011	2,235	3,034	2,254	3,057					
2,988	4,528	3,011	4,550	3,034	4,571	3,057	4,592					
4,528	6,203	4,550	6,224	4,571	6,246	4,592	6,268					
6,203千円以上		6,224千円以上		6,246千円以上		6,268千円以上		2,243千円以上				

額から控除される社会保険料の金額（以下この表において「前月中の社会保険料の金額」という。）を控除した金額を求

険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。

する旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、規定する書類の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、者1につき1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。

居住者を含む。）については、毎に該当する場合を除き、

である。

又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中の給らず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項の規定

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控金額から控除される社会保険料の金額とみなす。

別表第六 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表 (第百八十六条関係)

昭和五十二年三月二十五日 衆議院会議録第十四号 所得税法の一部を改正する法律案及び同報告書

賞 与 金 額 に 乗 ず き 率	甲									
	扶 養 親 族									
	0 人		1 人		2 人		3 人			
	以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿	以 上	未 滿
0 %	千円 49	千円未満	千円 67	千円未満	千円 93	千円未満	千円 120	千円未満		
2	49	52	67	72	93	103	120	132		
4	52	56	72	80	103	114	132	147		
6	56	60	80	141	114	172	147	189		
8	60	65	141	203	172	218	189	232		
10	65	231	203	246	218	268	232	293		
12	231	282	246	305	268	329	293	353		
14	282	342	305	360	329	376	353	392		
16	342	381	360	398	376	414	392	431		
18	381	427	398	442	414	458	431	475		
20	427	469	442	486	458	504	475	527		
22	469	514	486	536	504	557	527	579		
24	514	567	536	590	557	612	579	634		
26	567	619	590	640	612	661	634	682		
28	619	663	640	686	661	709	682	731		
30	663	726	686	749	709	773	731	797		
32	726	823	749	847	773	870	797	893		
35	823	954	847	977	870	999	893	1,022		
38	954	1,115	977	1,137	999	1,159	1,022	1,181		
41	1,115	1,356	1,137	1,380	1,159	1,404	1,181	1,428		
44	1,356	1,604	1,380	1,626	1,404	1,648	1,428	1,669		
47	1,604	2,117	1,626	2,137	1,648	2,156	1,669	2,176		
50	2,117	2,895	2,137	2,918	2,156	2,941	2,176	2,964		
55	2,895	4,444	2,918	4,465	2,941	4,486	2,964	4,507		
60	4,444	6,115	4,465	6,137	4,486	6,159	4,507	6,181		
65	6,115千円以上		6,137千円以上		6,159千円以上		6,181千円以上			

(注) この表において「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び扶養親族をいう。

(備考) 賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。

(1) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、四に該当する場合を除き、

(1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額を求める。

(2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数と(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(2) の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、老年者、寡婦又は勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載がある場合は、扶養親族等の数にその障害

(3) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた

(1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額を求める。

(2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

(3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率

(4) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料の金額以下である場合、与等の金額から前月中の社会保険料の金額を控除した金額の10倍に相当する金額を超える場合には、この表によると、

を含む。により税額を計算する。

(5) (4)から(4)までの場合において、その居住者の受けける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

別表第十七号「7,680,000」又は「7,664,400」に改め、同表の備考丁子「200,000円」又は「230,000円」又は「280,000円」又は「310,000円」である、同表の備考丁子の中「第八十四条第一項及び第二項(扶養控除)の規定による」を削り、「並びに」又は「及び」である、同表の備考丁子の中「第八十四条第一項及び第二項の規定による」を削り、「並びに」又は「及び」である。

附 則

(施行期日)

第一条 本法律は、公布の日から施行する。

(経過措置の原則)

第一条 本附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の所得税法(以下「新法」という。)の規定は、昭和五十一年分以後の所得税について適用し、昭和五十一年分以前の所得税については、なお従前

の例による。
(昭和五十一年分の所得税に係る予定納税基準額の計算の特例)
第三条 居住者の昭和五十一年分の所得税については、新法第一百四条第一項(予定納税額の納付)に規定する予定納税基準額(以下「予定納税基準額」という。)は、次項の規定の適用がある場合を除き、第一号に掲げる金額に第一号に掲げる率を乗じて計算した金額によるものとする。

一 その者の昭和五十一年分の課税総所得金額に係る所得税の額(当該課税総所得金額の計算の基となる各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に

該当しない臨時所得の金額があつた場合には、改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第百四条

第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した額とし、同年分の所得税について災害被患者に対する租税の减免、徵収猶予等に関する法律(昭和二十一年法律第七十五号)第二条(所得税の軽減又は免除)の規定の適用があつた場合に

は、同条の規定の適用がなかつたものとして計算した額とする。)から、当該各種所得につき源泉

徵収をされた又はされるべき所得税の額(一時所得の金額、雑所得の金額及び雑所得に該当しない臨時所得の金額に係るものと除く。)を控除した金額

1) 前号に掲げる金額の計算の基礎となつた課税総所得金額(昭和五十一年分の所得税について旧

法第九十条第一項(変動所得及び臨時所得の平均課税)の規定の適用があつた場合には、同項第一

号に規定する調整所得金額とし、同年分の課税総所得金額の計算の基礎となつた各種所得の金額のうちに譲渡所得の金額、一時所得の金額、雑所得の金額又は雑所得に該当しない臨時所得の金額があつた場合には、旧法第一百四条第一項第一号の規定に基づく政令の規定に準じてこれらの金額がなかつたものとみなして計算した金額とする。以下次項までにおいて「課税総所得金額等」といふ。)と並ぶ該課税総所得金額等の計算の基礎となつた控除対象配偶者及び扶養親族の有無並びにこれらの者の数に応じ附則別表により求めた率

2 昭和五十一年分の課税総所得金額等が千五百円以上である居住者の昭和五十一年分の所得税に係る予定納税基準額は、その者の前項第一号に掲げる金額から一万五千円(その者の昭和五十一年

分の所得税につき旧法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた控除対象配偶者及び旧法第十四条(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族がある場合には、当該金額にこれらの者一人につき一万五千円を加算した金額によるものとする。

3 昭和五十一年分の所得税につき旧法第九十七条第一項(合算対象世帯員がある場合の税額)の規定の適用があつた場合における昭和五十二年分の予定納税基準額の計算については、政令で定める。

4 非居住者の昭和五十二年分の所得税に係る予定納税基準額は、前三項の規定に準じて計算したところによる。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第四条 新法第四編第二章第一節(給与所得に係る源泉徴収義務及び徴収税額)の規定及び新法別表第二

四から別表第六までは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払うべき新法第八十三条第一項(給与所得に係る源泉徴収義務)に規定する給与等(以下この条において「給与等」といふ。)について適用し、施行日前に支払うべき給与等については、なお従前の例による。

2 新法第百九十条(年末調整)の規定並びに新法別表第七及び同表の付表は、昭和五十二年中に支払うべき給与等でその最後に支払をする日が施行日以後である場合について適用し、その最後に支払をする日が施行日前である場合については、なお従前の例による。

3 新法第百九十四条第一項(給与所得者の扶養控除等申告書)の規定は、施行日以後に提出する給与所得者の扶養控除等申告書について適用する。

(施行日前に出国をした者に係る更正の請求)

第五条 施行日前に昭和五十二年分の所得税につき旧法第一百二十七条(年の中途で出国をする場合の確定申告)(旧法第一百六十六条(非居住者に対する準用))において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二十五条(決定)の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項(これらの事項につき施行日前と同法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正があつた場合には、当該更正後の事項)につき新法の規定の適用により異動を生ずることとなるときは、その異動を生ずることとなつた事項について、施行日から起算して一年を経過する日までに、税務署長に対し、国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の更正の請求をすることができる。

2 前項の更正の請求に基づく国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正があつた場合において、新法第百五十九条第二項(更正又は決定による源泉徴収税額等の還付)(新法第一百六十八条(非居住者に対する準用))において準用する場合を含む。)の規定による還付金について国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還付加算金を計算するときは、その計算の基礎となる同一の期間は、施行日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき同法第五十七条第一項(充当)の規定による充当をする日(同日前にその充当をするのに適したこととなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

官報(号外)

族等の数											
4人			5人			6人			7人以上		
税総所得金額等											
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
652	652千円未満			682	682千円未満			712	712千円未満	790	790
				820		790		940		900	900
652	850	820	1,000		940		1,150		1,060	1,060	1,460
850	1,100	1,000	1,460		1,150		1,660		1,460	1,460	2,050
1,100	1,760	1,460	2,250		1,660		2,770		2,050	2,050	3,400
1,760	4,380	2,250	5,380		2,770		6,400		3,400	3,400	7,570
4,380	7,770	5,380	9,320		6,400		10,960		7,570	7,570	12,660
7,770	15,000	9,320	15,000		10,960		15,000		12,660	12,660	15,000

基準額の計算の特例)に規定する課税総所得金額等をいう。

象配偶者及び旧法第八十四条(扶養控除)の規定の適用を受けた扶養親族をいう。

一号に掲げる金額から15,000円(扶養親族等がある場合には、その扶養親族等1人につき15,000円を加算した金額)

理由
今次の税制改正の一環として、最近における所得税負担の状況に顧み、基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額、障害者控除額等の引上げによりその負担の軽減を図るとともに、年齢七十歳以上の控除対象配偶者について適用される特別の配偶者控除額を定めるほか、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出)
出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、所得税負担の軽減を図る等のため、所得税法について、おおむね次のような改正を行おうとするものである。
(一) 人的控除の引上げ

中小所得者の所得税負担を軽減するため、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除を、それぞれ二九万円(現行二六万円)に引き上げることとしている。

(二) 特別の人的控除の引上げ等

1 福祉政策等の見地から、障害者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除をそれぞれ二三万円(現行一〇万円)に引き上げるとともに、特別障害者控除を三一万円(現行二八万円)に、老人扶養控除を三五万円(現行三二万円)に引き上げることとしている。

2 年齢七〇歳以上の控除対象配偶者について、老人扶養控除と同様、新たに三五万円の特別の配偶者控除を認めることとしている。
3 勤労学生控除の適用要件である所得限度額を五二万円(現行四六万円)に引き上げる等、所要の改正を行うこととしている。
なお、以上の改正により昭和五十二年度において三、五三〇億円の減収が見込まれている。

附則別表 昭和52年分の所得税に係る予定納税基準額の算出率の表

昭和51年分の課税総所得金額等に係る所得税の額に乘るべき率	扶養親族									
	0人		1人		2人		3人			
	昭和51年分の課									
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上
%	千円 532 千円未満	千円 562 千円未満	千円 562 千円未満	千円 592 千円未満	千円 592 千円未満	千円 622 千円未満	千円 622 千円未満	千円 622 千円未満	千円 622 千円未満	千円 622 千円未満
0										
70										
75										
80										
85										
90										
95	532	700	700	1,460	1,000	2,250	1,460	3,400		
97	700	1,260	1,460	2,670	2,250	4,380	3,400	5,780		
99	1,260	15,000	2,670	15,000	4,380	15,000	5,780	15,000		

(注)

(一) この表は、昭和51年分の課税総所得金額等が1,500万円未満である者について適用する表である。

(二) この表における用語については、次に定めるところによる。

(1) 「昭和51年分の課税総所得金額等」とは、附則第三条第一項第二号(昭和五十二年分の所得税に係る予定納税

(2) 「扶養親族等」とは、昭和51年分の所得税につき旧法第八十三条(配偶者控除)の規定の適用を受けた控除対象

(三) 昭和51年分の課税総所得金額等が1,500万円以上である者については、この表によらず、附則第三条第一項第十一項を控除した金額が昭和52年分の所得税に係る予定納税基準額である。

議案の可決理由
 本案は、最近における所得税負担の状況に顧み、その軽減を図るため、時宜に適した措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
 なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

昭和五十二年三月二十五日

衆議院議長 大蔵委員長 小瀬 恵三
副議長 保利 茂殿

〔別紙〕

所得税法の一部を改正する法律案に対する

附帯決議

政府は、今後においても、引き続き所得・物価水準の推移等に即応し中小所得者を中心とする所得税負担の軽減合理化(配偶者控除の適用要件である配偶者の所得限度の引上げ、白色申告者の専従者控除の引上げ等を含む。)に努力するとともに、税負担の公平化を推進すべきである。
 通勤手当の非課税限度額については、通勤の実情の推移に応じ、適宜見直しを行うべきである。
 深夜労働に伴う割増賃金及び寒冷地手当については、一定の非課税限度を設けることは非について検討すべきである。
 法人の受取配当益金不算入制度及び支払配当額課税制度等法人課税の基本的あり方や利子配当課税の総合課税の方向について今後さらに検討を進めるべきである。
 社会保険診療報酬課税の特例については、その合理化について早期に実現を図るべきである。
 交際費の支出が社会に与える影響にかえりみ、課税の強化措置につき、さらに検討すべきである。
 社会福祉充実の見地から、年金に関する課税

第二十条の見出しを「中小企業海外市場開拓準備金」に改め、同条第一項中「昭和五十二年

号を削り、第九号を第七号とし、同表の第十号中「第五十六条の九第一項に規定する」を削り、同号を同表の第八号とし、同表中第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とする。
第十三条第一項、第十三条の二第一項第一号、第十四条第一項及び第十六条第一項中「昭和五十二年三月三十日」を「昭和五十四年三月三十日」に改める。
第十九条第一項中「百分の九十七・三」を「百分の九十七・六」に改める。

第九条を削り、第九条の二を第九条とする。
第十条第二項中「電子計算機による情報処理
に関する高度の技術の研修で政令で定めるもの
を含む。」を削る。

7 所得税法第百四十二条第三項の規定は、前項において準用する同条第二項の規定による還付金につき国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金を計算する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二条」とあるのは、「租税特別措置法第八条の三第五項」と読み替えるものとする。

第八条の四第一項及び第二項中「昭和五十年四月一日」を昭和五十一年四月一日に、「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の二十五」を「百分の三十」に改める。

第八条の五に次の一項を加える。

第一項に規定する配当所得に係る所得税法第二百二十五条の規定の特例については、政令で定める。

1

三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「海外市場開拓準備金」を「中小企業海外市場開拓準備金」に改め、同条第六項中「海外市場開拓準備金」を「中小企業海外市場開拓準備金」とし、「このる」を「超える」に改め、同条第七項中「海外市場開拓準備金」を「中小企業海外市場開拓準備金」に、「取りくずした」を「取り崩した」に改め、同条第八項及び第十二項から第十四項までの規定中「海外市場開拓準備金」を「中小企業海外市場開拓準備金」に改める。

「」を「百分の十六」に、「百分の十」を「百分の十一」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和五十年四月一日」を「昭和五十二年四月一日」に、「百分の十二」を「百分の十六」に改め、同条第五項及び第六項中「昭和五十年四月一日」を「昭和五十二年四月一日」に改め、同条第七項中「(大蔵省)証券その他の政令で定めるもの(除く。)」を「(大蔵省)政令で定めるもの(除く。)」に、「行なわれる」を「行われる」として、「こえる」を「超える」に改める。

第四十二条の三第二項中「(電子計算機による情報処理に関する高度の技術の研修で政令で定めるものを含む。)」を削る。

第四十三条第一項中「第十四号」を「第十一号」に改め、同項の表の第一号中「二分の一」を「三分の一

同条第七項中「海外市場開拓準備金」を「超える」に改め、同条第八項及び第十一項から第十四項までの規定中「海外市場開拓準備金」を「中小企業等海外市場開拓準備金」に、「取りくずした」を「取り崩した」に改め、同条第五十六条の四第一項中「第十一号」を「第九号」に改める。

第五十六条の五第一項中「第十二号」を「第十一号」に改める。

第五十六条第一項中「第十三号」を「第十一号」に改める。

第五十六条の六第一項中「第十三号」を「第十一号」に改める。

第五十六条の七第一項中「昭和五十二年三月三十日」を「昭和五十四年三月三十日」に改める。

1

第二十九条の三第一項、第三十条の二第一項及び第四十一条第一項中「昭和五十一年十二月三十日」を「昭和五十四年十一月三十日」に改める。

第四十一条の九第一項中「昭和五十一年十二月三十日」を「昭和五十四年十二月三十一日」に、「見える」を「超える」に改める。

第四十一条の十一第一項及び第二項中「行なう」を「行う」に、「昭和五十一年十二月三十一日」を「昭和五十四年十二月三十日」に改める。

第四十一条の十二第一項中「昭和五十年四月一日」を「昭和五十二年四月一日」に、「百分の十

三月三十一日)に改める。
第二十一条の三第一項中「又は国際間の協定」を「その他の国際約束」に改める。
第二十九条第四項中「必要な措置」の下に「若しくは同法第十条第一項に規定する当該措置に準する措置」を加え、「当該措置」を「これらの措置」に、「(前三項に規定する経済的利益又は支払を受けたる金額に該当するものを除く。)」を「で政令で定めるもののうち」に改め、「係るものの下に(前三項の規定の適用を受けるもの)を除く。」を加える。

「三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に、「海外市場開拓準備金」を「中小企業海外市場開拓準備金」に改め、同条第六項中「海外市場開拓準備金」を「中小企業海外市場開拓準備金」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第七項中「海外市場開拓準備金」を「中小企業海外市場開拓準備金」に、「取りくすした」を「取り崩した」に改め、同条第八項及び第十一項から第十四項までの規定中「海外市場開拓準備金」を「中小企業海外市場開拓準備金」に改める。

第二十一条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「百分の十四」を「百分の十三」に改める。

第二十四条第一項及び第二十五条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十七年三月三十一日」に改める。

1

十四年三月三十一日)に改める。
第五十三条第一項中「百分の九十七・三」を
「百分の九十七・六」に、「百分の九十九・一」を
「百分の九十九・二」に改める。
第五十四条の見出しを「(中小企業等海外市場
開拓準備金)」に改め、同条第一項中「昭和五十五
年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一
日」に、「海外市場開拓準備金」を「中小企業等海
外市場開拓準備金」に、「千分の九」を「千分の八
・五」に、「千分の十二」を「千分の十一・五
」に改め、同条第六項中「海外市場開拓準備金」
に改め、同条第六項中「海外市場開拓準備金」
に改め、「こえる」

ナート等災害防止法第二条第一号に規定する石油等に改め、同表中第七号及び第八号を削り、第九号を第七号とし、同表の第十号中「第五十九条の九第一項に規定する」を削り、同号を同表の第八号とし、同表中第十一号から第十六号までを二号ずつ繰り上げる。

第四十五条の三第一項第一号、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第四十八条第一項の表の第二号、第四十九条第一項及び第五十条第一項中「昭和五十一年三月三十日」を「昭和五十二年三月三十日」

「」を「百分の十六」、「百分の十」を「百分の十一」に改め、同条第二項及び第三項中「昭和五十年四月一日」を「昭和五十二年四月一日」に、「百分の十二」を「百分の十六」に改め、同条第五項及び第六項中「昭和五十年四月一日」を「昭和五十二年四月一日」に改め、同条第七項中「(大蔵省証券その他の政令で定めるものを除く。)」を「で政令で定めるもの」に、「行なわれる」を「行われる」に、「こえる」を「超える」に改める。

第四十二条の三第二項中「(電子計算機による情報処理に関する高度の技術の研修で政令で定めるものを含む。)」を削る。

第四十三条第一項中「第十四号」を「第十一号」に改め、同項の表の第一号中「一分の一」を「三分の一」に改め、同表の第四号中「高圧ガス取扱法第一二七条に規定する高圧ガス」と「由ロノビ

—

る長期の方針に基づき拡大造林をすることとなる。面積のうち政令で定めるものの二分の一に相当する面積の合計面積に応じ一ヘクタール当該する面積として計算した金額に改める。

第五十六条の九第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改める。

第五十八条の二第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十五年三月三十一日」に、「百分の十四」を「百分の十三」に改め、同条第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」に改める。

大造林をするものとした場合のその拡大造林に要する費用の額として政令で定めるところにより計算した金額」を「合計面積(その合計面積に○一ヘクタールに満たない端数があるときは、これを切り上げる。次号において同じ。)に応じ一ヘクタール当たり三十六万円として計算した金額」に改め、同項第二号中「当該法人の行なう拡大造林に要する費用の額として政令で定めるところにより計算した金額」を「当該法人が森林法第十一條第二項に規定する森林施業に関する

を「超える」に改め、同条第七項中「海外市場開拓準備金」を「中小企業等海外市場開拓準備金」とし、「取りくわした」を「取り崩した」に改め、同条第八項及び第十一項から第十四項までの規定の中「海外市場開拓準備金」を「中小企業等海外市場開拓準備金」に改める。

第五十六条の四第一項中「第十一号」を「第九号」に改める。

第五十六条の五第一項中「第十二号」を「第十一号」に改める。

第五十六条の六第一項中「第十三号」を「第十一号」に改める。

第五十六条の七第一項中「昭和五十二年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十日」に改め、同項第一号中「以下この条」を「第五項」に、「と相当する面積」を当該施設計画に基づいて拡

1

金の金額（第一号において「昭和五十一年分価格変動準備金の金額」という。）が昭和五十二年十二月三十日において新法第十九条第一項の規定により計算した金額を超える場合におけるその超える部分の金額（第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した残額がある場合には、当該残額に相当する金額を控除した金額）をいう。

一 昭和五十一年十二月三十一日において旧法第十九条第一項の規定により計算した金額（昭和五十一年分価格変動準備金の金額が当該計算した金額に満たない場合には、当該昭和五十一年分価格変動準備金の金額）

二 昭和五十二年十二月三十一日において新法第十九条第一項に規定するたな卸資産につき旧法第十九条第一項に定めるところにより計算した金額

第一項の規定の適用を受けている個人が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に掲げる金額に相当する金額は、その該当することとなつた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

一 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合 その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた年の翌年である場合には、そのやめた年の十二月三十一日）

二 事業の全部を譲渡し、又は廃止した場合 その譲渡し、又は廃止した日における総収入金額算入猶予残額

三 第一項及び前二号の場合において総収入金額算入猶予残額を取り崩した場合 その取り崩した日ににおける当該総収入金額算入猶予残額のうちその取り崩した金額に相

当する金額

旧法第二十条第一項に規定する海外市場開拓準備金の金額（既に同条第六項又は第七項の規定により総収入金額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額を除く。）は、当該個人が新法第二十条第一項の規定により積み立てた同項の中小企業海外市場開拓準備金の金額とみなす。

4 個人が昭和五十二年一月一日において有する

（法人の減価償却に関する経過措置）

第八条 昭和五十二年三月三十一日までに発行された旧法第四十一条の十二第一項に規定する割引債について支払を受けるべき同項に規定する減価償益については、なお従前の例による。

（法人税の特例に関する経過措置の原則）

第九条 新法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の施行日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

（法人の税額控除に関する経過措置）

第十条 新法第四十二条の三第一項に規定する法人のうち、情報処理振興事業協会等に関する法律第二条第三項に規定する情報処理サービス業を営むものその他の政令で定めるものが施行日から昭和五十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において電子計算機による情報処理に関する高度の技術の研修で政令で定めるものに係る費用を支出する場合には、新法第四十二条の三第二項中「製品の製造又は技術の改良、考案若しくは試験研究」とあるのは、「製品の製造又は技術の改良、考案若しくは試験研究（電子計算機による情報処理明に係る試験研究（電子計算機による情報処理

に関する高度の技術の研修で昭和五十二年改正法附則第十条に規定する政令で定めるものを含む。」として、同条の規定の例による。

十九條から第五十二条の二まで、第六十四条から第六十五条まで、第六十五条の七、第六十五条の八及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十五条第一項中「前二条」とあるのは「前二条昭和五十二年改正法附則第十二条」とある。

第十二条 新法第四十三条第一項の表の第一号及び第四号の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をしてその事業の用に供するこれらの号に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第四十条第一項の表の第一号及び第四号に掲げる減価償却資産をその事業の用に供した場合には、なお従前の例による。

二 法人が施行日から昭和五十二年七月三十一日までの間に取得等をする旧法第四十三条第一項の表の第四号に掲げる減価償却資産（同号に規定する高压ガスにより生ずる災害による人身の被害の防止に資するものに限る。）をその事業の用に供する場合については、同条の規定は、な

おその効力を有する。

3 施行日前に旧法第四十三条第一項の表の第七号の政令で定められた設備に係る同項の政令で定める期間内に取得又は製作をされた当該設備について、なお従前の例による。

4 法人が旧法第四十三条第一項の表の第七号に規定する検査用の機械その他の設備のうちその設置することが緊急に必要なもので施行日から昭和五十三年十二月三十一日までの間に政令で定めるものを政令で定める期間内に取得又は製作をする場合には、同項中「政令で定める期間」であるのは「昭和五十二年改正法附則第十二条第一項に規定する政令で定める期間」と、同項の表の第七号中「一般消費者の生活の用」とあるのは「一般消費者の日常生活の用」と、「のうちその設置をすることが緊急に必要なものとし

て政令で定めるもの」とあるのは「で昭和五十二年改正法附則第十二条第一項に規定する政令で定めるもの」として、同条の規定の例による。

5 第二項及び前項の規定の適用がある場合における新法第四十五条から第四十七条まで、第四十九条から第五十二条の二まで、第六十四条から第六十五条まで、第六十五条の七、第六十五条の八及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十五条第一項中「前二条」とあるのは「前二条昭和五十二年改正法附則第十二条」とある。

十九條から第五十二条の二まで、第六十四条から第六十五条まで、第六十五条の七、第六十五条の八及び第六十七条の四の規定の適用については、新法第四十五条第一項中「前二条」とあるのは「前二条昭和五十二年改正法附則第十二条」とある。

第十二条 新法第五十三条第一項に規定する法人が施行日以後最初に開始する事業年度（当該事業年度が解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度である場合を除く。以下次項までにおいて「改正事業年度」という。）において益金算入猶予額を有する場合における当該益金算入猶予額に係る旧法第五十三条第三項の規定の適用について、同項の規定にかかるわざ、改正事業年度から改正事業年度開始の日以後三年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度において当該益金算入猶予額に当該各事業年度の月数を乗じてこれを三十六で除して算出し

た金額（当該金額が当該各事業年度終了の日に
おける益金算入猶予残額（益金算入猶予額から
同日までに第三項の規定により益金の額に算入
された、若しくは算入されるべきこととなつ
た金額又は同日前に終了した事業年度において
この項の規定により益金の額に算入された金額
を控除した金額をいう。以下この項及び第三項
において同じ。）を超える場合には、当該益金算
入猶予残額（）に相当する金額を当該各事業年度
の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
前項に規定する益金算入猶予額とは、旧法第
五十三条第三項の規定により改正事業年度の所
得の金額の計算上益金の額に算入されることと
なる同項に規定する価格変動準備金の金額（第一
号において「直前年度末価格変動準備金の金額（第一
号における「直前年度末価格変動準備金の金額から第二号に掲
げる金額を控除した残額がある場合には、当該
残額に相当する金額を控除した金額）をいう。
一 改正事業年度の直前の事業年度終了の日に
おいて旧法第五十三条第一項各号の規定によ
り計算した金額の合計額（直前年度末価格変
動準備金の金額が当該合計額に満たない場合
には、当該直前年度末価格変動準備金の金額）
二 改正事業年度終了の日において新法第五十
三条第一項に規定するたな卸資産及び有価證
券につき旧法第五十三条第一項各号に定める
ところにより計算した金額の合計額
第一項の規定の適用を受けている法人が次の
各号に掲げる場合に該当することとなつた場合
には、当該各号に掲げる金額に相当する金額
は、その該当することとなつた日を含む事業年
度の所得の金額の計算上、益金の額に算入す
る。

二　解散した場合　その解散の日における益金算入猶予残額（合併により解散した場合において合併法人に引き継がれたものを除く。）

三　第一項及び前二号の場合以外の場合において益金算入猶予残額を取り崩した場合　その取り崩した日における当該益金算入猶予残額のうちその取り崩した金額に相当する金額

第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とす。

月数で除して計算した金額の千分の九に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の八・五に相当する金額との合計額に、次項第二号から第八号までに掲げる取引に係る収入金額に旧積立率適用指定期間の月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の十二に相当する金額と当該取引に係る収入金額に当該事業年度の月数から旧積立率適用指定期間の月数を控除した月数を乗じてこれを当該基準年度の月数で除して計算した金額の千分の一十一・五に相当する金額との合計額を加算した金額」とす

3 登録免許税について、なお従前の例による。
新法第八十一条の二第一項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する合併により取得する不動産又は漁船の権利の移転の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に行われた当該合併により取得したこれらの権利の移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(物品税の特例に関する経過措置)

第十四条 物品税法別表第二種第七号に掲げる乗用自動車のうち、旧法第八十八条の四第一項に規定する期間内にその製造に係る製造場から移出されたもので、同項の規定に該当するものに係る物品税については、なお従前の例による。

2
この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる物品税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)
第十五条 租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附

〔昭和五十二年四月〕日前に開始する各事業年

度に限る。」を加える。

第十六条 稟税特別措置法の一部を改正する法律

(昭和五十一年法律第五号)の一部を次のように

改正する。

附則第四条第一項を削り、同条中第三項を第

二項とし、第四項を第三項とする。

附則第十一條第一項中「各事業年度」の下に

〔昭和五十二年四月一日前に開始する各事業年

度に限る。」を加える。

ひ地方税法の特例等に関する法律の一一部改正

第十七條 税務條約の実施に付する所特稅法 第八

昭和五十二年三月二十五日 衆議院会議録第十四号

税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「百分の十二」を「同条第一項から第三項までの規定に規定する税率」に改める。

（農地法施行法の一部改正）

第十八条 農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「昭和五十一年十一月三十日」を「昭和五十七年十二月三十一日」に改める。

理由

現下の厳しい財政事情等に顧み、今次の税制改正の一環として、利子・配当課税等の適正化及び交際費課税の強化を行い、高精度工作機械等の特別償却の廃止、公害防止用設備の特別償却率の引下げ及び価格変動準備金の積立率の引下げ等既存の特別措置の整理合理化を図るほか、老年者年金特別控除制度等期限の到来するその他の特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等所要の措置を講ずるとともに、歳入に組み入れるべき国税収納金等の受入期間の末日が日曜日等に当たるときはその翌日を受入期間の末日とすることにより、国税収納金整理資金の経理について合理化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案内閣提出出に關する報告書

本案は、最近における社会経済情勢に顧み、今次の税制改正の一環として、利子・配当課税等の適正化及び交際費課税の強化を行うとともに、その他の租税特別措置の整理合理化を行う等、所要の措置を講ずるほか、国税収納金整理

資金の経理を合理化するため、大要次のような改正を行おうとするものである。

租税特別措置法の一部改正

1 利子・配当所得に対する源泉徴収税率を一五%に軽減する特例を廃止して二〇%の本則税率を適用することとするほか、源泉

分離選択課税の税率を現行の三〇%から三五%に引き上げ、また、割引債の償還差益に対する源泉分離課税の税率を現行の一 $\frac{1}{2}\%$ から一六%に引き上げることとしている。

2 交際費の損金算入限度額の計算の基礎となる資本等の金額の一定割合を一、〇〇〇〇分の〇・五から一、〇〇〇〇分の〇・一二五に引き下げるとともに、損金不算入割合を八〇%から八五%に引き上げることとしている。

3 製品安全検査用設備の特別償却制度及び高精度工作機械等の特別償却制度を廃止し、公害防止用設備の特別償却制度を廃止する。

4 海外市場開拓準備金についてその名称を「中小企業等海外市場開拓準備金」と改めるとともに、新たな卸資産にあつては二・七%から二・四%に、非上場株式等にあつては〇・九%から〇・八%にそれぞれ引き下げ、海外市場開拓準備金についてその名称を「中小企業等海外市場開拓準備金」と改めるとともに、される積立率を引き下げる等の整理合理化を行なうこととしている。

5 昭和五十三年度の自動車排出ガスに係る保安基準に適合する乗用自動車について、物品税の暫定軽減措置を講ずるほか、少額国債の利子非課税制度を少額公債の利子非課税制度に改め、その適用対象に公募地方

債を加えるとともに、中小企業構造改善計画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却、開墾地等の農業所得の免税、老年者年金特別控除、住宅取得控除制度の適用期限を延長する等、それぞれ実情に応じ所要の改正を行なうこととしている。

国税収納金整理資金に関する法律の一部改正

1 国税収納金整理資金に関する法律の一部改正

月三十日が日曜日その他の休日に当たるときは、その翌日である五月一日を受入期限とすることとしている。

議案の可決理由

本案は、現下の厳しい財政事情等に顧み、最近における社会経済情勢等に対処する税制上の措置として時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和五十二年三月二十五日

衆議院議長 保利 茂殿

[別紙]

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一 政府は、今後においても、引き続き所得・物価水準の推移等に順応し中小所得者を中心とする所得税負担の軽減合理化（配偶者控除の適用要件である配偶者の所得限度の引上げ、白色申告者の専従者控除の引上げ等を含む。）に努力するとともに、税負担の公平化を推進すべきである。

昭和五十二年三月十一日

内閣総理大臣 榎田 起夫

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

一 通勤手当の非課税限度額については、通勤の実情に応じ、適宜見直しを行うべきである。

右

国会に提出する。

昭和五十二年三月十一日

内閣総理大臣 榎田 起夫

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律

一 通勤手当の非課税限度額については、通勤の実情に応じ、適宜見直しを行うべきである。

第五条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第

いへば、一定の非課税限度額を設けることは是非について検討すべきである。

一 法人の受取配当益金不算入制度及び支払配当画を実施する商工組合等の構成員の機械等の割増償却、開墾地等の農業所得の免税、老年者年金特別控除、住宅取得控除制度の適用期限を延長する等、それぞれ実情に応じ所要の改正を行なうこととしている。

一 社会保険診療報酬課税の特例については、その合理化について早期に実現を図るべきである。

一 交際費の支出が社会に与える影響にかえりみ、課税の強化措置につき、さらに検討すべきである。

一 交際費の支出が社会に与える影響にかえりみ、課税の強化措置につき、さらに検討すべきである。

一 住宅取得控除については、住宅政策との関連において制度の合理化を検討すべきである。

一 政府は、変動する納稅環境の下において、複雑・困難で、かつ、高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員構成の特殊性等從來の経緯及び今後の財政確保の緊急かつ重要性にかんがみ、今後ともその処遇の改善等に一層配慮すべきである。

一 住宅取得控除については、実情に即し適切な配慮を計るべきである。

一 政府は、変動する納稅環境の下において、複雑・困難で、かつ、高度の専門的知識を要する職務に従事している国税職員について、職員構成の特殊性等從來の経緯及び今後の財政確保の緊急かつ重要性にかんがみ、今後ともその処遇の改善等に一層配慮すべきである。

一 住宅取得控除については、住宅政策との関連において制度の合理化を検討すべきである。

一 医療費控除、難損控除については、実情に即し適切な配慮を計るべきである。

一 政府は、今後においても、引き続き所得・物価水準の推移等に順応し中小所得者を中心とする所得税負担の軽減合理化（配偶者控除の適用要件である配偶者の所得限度の引上げ、白色申告者の専従者控除の引上げ等を含む。）に努力するとともに、税負担の公平化を推進すべきである。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

一 通勤手当の非課税限度額については、通勤の実情に応じ、適宜見直しを行うべきである。

右

国会に提出する。

昭和五十二年三月十一日

内閣総理大臣 榎田 起夫

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律

一 通勤手当の非課税限度額については、通勤の実情に応じ、適宜見直しを行うべきである。

第五条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第

一号中「当つた」を「当たつた」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「なおつた」を「治つた」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 傷病給付（協力援助者が負傷し又は疾病にかかり治つてない場合において存する廃疾に対する給付）

この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則

この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

理 由

国家公務員について傷病補償年金が設けられることにかんがみ、海上保安官に協力援助した者等の災害給付制度に傷病給付を創設してこれらの者に対する給付の充実を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、海上保安官に協力援助した者等が負傷し又は疾病にかかるため療養する場合に休業給付を支給しているが、長期間にわたり療養する者のうち実質的に廢疾状態にある者に対しては、むしろ休業給付にかえて障害給付に準ずる給付を行うことが適当であるので、新たに傷病給付を創設しようとするものである。

議案の可決理由

本案は、海上保安官に協力援助した者等に対する災害給付の充実を図るために、適切妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十二年三月二十五日

衆議院議長 保利 茂殿 大野 明

昭和五十二年三月二十五日 衆議院會議錄第十四号

四六一

明治二十九年三月三十日
郵便局便物認可

定価 一部 一二〇円

発行所

東京都港区赤坂美町二番地
郵便番号一〇七
大藏省印刷局
電話 東京 五六二 四四一(大代)